

令和6年第2回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

令和6年第2回普代村議会定例会会議録			
招集告示年月日	令和6年2月13日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和6年3月5日10時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	散 会	令和6年3月5日15時55分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	4	齊 藤 正 明	
	5	中 上 一 登	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記	菅 野 伸 二 藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 農 業 委 員 会 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>柁 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 松 葉 義 人 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 高 井 俊 一</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (10:00)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>会期の決定</p>	<p>議 長</p>	<p>令和6年3月5日(火)第2回普代村議会定例会 ただ今から、令和6年第2回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって 進めてまいります。 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 4番齊藤正明議員、5番中上一登議員の両議員を、会議規則第127条の 規定により指名いたします。 日程第2「会期の決定」を、議題といたします。 先般2月29日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本 日から3月12日までの8日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月12 日までの8日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p> <p>齊藤議員</p> <p>議 長</p> <p>森田議員</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から8日間と決定いたします。 日程第3「諸般の報告」を行います。 「政務活動報告」ですが、お手元に資料を配布しておりますので、 ご了承願います。 次に、「例月出納検査の結果報告」ですが、監査委員より監査結果の 報告書1件を受理しておりその写しをお手元に配布しておりますので、 ご了承願います。 次に、広域関係等の報告がありましたらお願いいたします。 4番齊藤正明議員。 去る、2月19日に岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が盛岡市 自治会館で行われました。議案は7件ございました。 (以下、齊藤議員報告、記載省略) そのほか、ございませんか。 7番森田幸一議員。 7番森田です。久慈広域連合議会の報告を行います。 令和6年2月20日午前10時より第3回久慈広域連合議会定例会が開 かれております。出席者は議員全員、ほか連合長、各副連合長、そのほ か事務局とほかの職員でございます。一般質問は3名の方が一般質問を 行っております。議案は7件でございます。それと報告が1件ございま した。 (以下、森田議員報告、記載省略)</p>

<p>村長の施政方針</p>	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>そのほか、ございませんか。 ないようですので、以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長施政方針」演述を行います。 榎屋村長。 議長のお許しがございましたので、令和6年の第2回普代村議会定例会が開催をされまして、令和6年度当初予算案などをご審査いただくに当たりまして、その概要を申し述べ、議員各位や村民の皆さまのご理解とご協力をお願いをさせていただきます。 はじめに、1月1日に発生した能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された全ての皆さまに心からのお見舞いを申し上げますとともに、被災地に一日も早く安心な日常が戻りますこと願うものであります。なお、本村でも県などと連携し応援職員の派遣など行ってまいりました。今後もできる限りの復興への支援に心がけてまいります。 さて、昨年は、本村でも長期化していたコロナ禍の終息への流れが強まる中、やっと地域のコミュニティ活動などが正常化してきたところでありましたが、依然として続くエネルギー価格や諸物価の高騰、定置漁業の不振などの影響により、産業・経済の勢いはコロナ禍前に戻らず、村民の皆さまの暮らしや生業などの厳しい状況が続いてございます。 令和6年度は、村全体に漂う停滞感を一日も早く一掃するよう、「青の国・ふだい」の魅力発信の強化などにより、関係・交流人口の拡大はもとより、活気や賑わいづくりにも努めてまいります。 そして、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震津波などへの減災対策により、地域の安全や暮らしの安心をしっかりと確保しつつ、地場産業の担い手の確保はもとより、活力ある村づくりの全般へのブレーキともなっている人口減少の抑制への取り組みとその影響を緩和していく取り組みに、広域振興局に設置される人口減少対策支援の特命課長とも連携し、急がれる住宅確保対策などを含めた、あらゆる施策の総動員での取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。 また、産業経済の活性化と村民所得の向上も急務となっておりますので、浜の活力再生プランの着実な推進はもとより、本村水産業の先々をも支え続ける新魚市場整備の推進に、県や漁協とも連携し取り組んでまいります。さらには、関係・交流人口の拡大や物産振興にも引き続き積極的に取り組み、移住・定住の誘致促進や稼げる観光・物産の振興による所得の向上にも努めてまいります。加えまして、これらの重点施策の効率的な推進が図られますよう、諸村づくりプランにおいて令和6年度に計画されている各事業につきましても、着実な推進を期し全力を傾注して取り組んでまいります。</p>
----------------	-------------------------	--

		<p>それでは、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第5次総合発展計画」による基本目標ごとに、その主要事業への取り組みについて説明をさせていただきます。</p> <p>まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の推進でございますが、本村の人口は、昨年1年間で79人減少しております。社会・経済活動の担い手不足、村の活力や魅力の低下が一層にも懸念されます。この抑制への取り組みを強化するよう、国の「デジタル田園都市国家構想」も踏まえながら、諸事業の積極的な推進に努めてまいります。地方創生事業では、村の魅力を生かした仕事モデルの創出や移住者の誘致、その伴走支援に引き続きの取り組みを行ってまいります。また、関係・交流人口の拡大のための、移住コーディネーターからの情報発信やエフエムラジオによる「青の国ふだい」の魅力発信を継続しつつ、地域おこし協力隊、地域活性化企業人、地域づくりアドバイザーなどとの連携の下、移住・定住の促進やふるさと納税の拡大にもつながるよう取り組んでまいります。なお、ふるさと納税は、産業・経済の好循環にもつながりますので、返礼品提案業者との連携を維持しながら、メルマガ配信や、きめ細やかな寄付者対応により、リピーターの獲得に注力してまいります。</p> <p>次に、学ぶ喜びを村づくりにつなげる施策の推進でございますが、就学前教育は、保育所型認定子ども園の「はまゆり子ども園」と「子育て支援室」の適切・確実な機能発揮と保育の質の向上に取り組んでまいります。また、NPO法人が運営する「森のようちえん」への支援を継続するとともに、「はまゆり子ども園」との交流や連携の促進にも進めてまいります。</p> <p>学校教育は、小中一貫教育の深化に努めつつ、義務教育学校建設に向けた実施設計を年内に完了します。また、不登校対策として、小中学校に校内教育支援センターを設置するほか、統合型校務システムの導入を行い学校業務の効率化に資してまいります。なお、育英奨学資金貸付は対象を拡大し、学ぶ意欲を持った学生支援の充実を図ります。社会教育は、放課後子ども教室や学校と地域の協働連携の充実に取り組むとともに、鶯鳥神楽保存会が実施をする「鶯鳥神楽国重要無形民俗文化財指定10周年記念事業」への支援なども行い芸術文化の振興を図ります。保健体育は、はまゆりスポーツクラブへの事業委託を継続しつつ、夢の教室事業を実施し、人材育成への取り組みを推進します。また、学校給食無償化事業も継続してまいります。</p> <p>次に、未来を拓く活力ある産業を育てる施策の推進であります。水産業では、新規就業者確保事業や水産業活性化事業などを行いつつ、漁港整備は、県営の太田名部漁港臨港道路整備、太田名部漁港機能増進、太田名部漁港と堀内漁港の機能保全などを進めます。太田名部新港衛生</p>
--	--	---

	<p>管理型荷捌き所は、2年度目の工事を着実に推進し年内完成を期すとともに、供用への準備も進めてまいります。なお、「海フェスタ in ふだい」は休止となります。農業は、ほうれんそう価格安定基金拠出を行うとともに、ほうれんそう用機械、高温対策遮光幕、種子の購入助成も行います。また、新規作物栽培への支援も継続してまいります。鳥獣防除は、農業者等の電気柵設置助成の引き上げや、有害鳥獣駆除報奨金支給などを行い被害防止に努めてまいります。林業は、原木しいたけ生産の維持、持続のための植菌助成を継続しつつ、村有林の下刈り、植林、ナラ枯れ防止などに取り組みます。森林環境譲与税事業では、実地調査と基金積立を行います。商工業は、地元消費拡大へのプレミアム付商品券発行や青の国ブランドの販売促進を支援してまいります。また、地域特産品の魅力発信のための支援や運転資金等確保預託、経営指導支援補助なども行ってまいります。</p> <p>観光は、「ふだいまつり」や諸イベントを開催するとともに、観光バス誘致事業を充実しつつ、普代浜海水浴場の開設や黒崎キャンプ場とキラウミRVパークの通年供用も継続してまいります。また、英国紙タイムズが日本で訪れるべき場所を選定したみちのく潮風トレイルや恋する灯台などの活用にも努めるとともに、村の公認キャラクター「昆布ブラザーズ」の生誕10周年記念事業も予定いたします。</p> <p>くろさき荘は、新型コロナ関連の助成が終了した中で、宿泊利用が極端に落ち込んできております。特にも、昨年の12月以降は前年にも増して厳しかったことから、本年1月中旬以降は宿泊の休業日を設けて営業しているところでございます。その令和5年度の実績見込みは、事業収入が6,775万9千円と前年度比1,447万4千円の減となり、事業支出が1億830万9千円と前年度比955万円の減となる見込みであります。営業収支では、3,257万8千円の赤字となり、コロナ禍から続いている極めて厳しい状況を改善できず、本年度も一般会計補填をお願いせざるを得ないこと、極めて、重く受け止め、議員各位や村民の皆さまに衰心よりのお詫びを申し上げる次第であります。そして、令和6年度は、冬期間の宿泊が引き続き厳しいことなども踏まえつつ、村に不可欠な施設の存続に向けた最後とも言える取り組みを行うよう、検討委員会からの助言にも沿いながら、収支改善の徹底に総力を挙げた運営をさせていただくよう取り組んでまいりたいと考えております。その中では、1月初旬までを営業期間の基本ととしつつも、8月中にも行う12月末の収支予測によっては、宿泊や風呂の休業期間をさらに前倒しすることも視野に入れ運営してまいりますので、議員各位や村民の皆さまの特段のご理解をお願いいたします。</p> <p>次に、健やかに、安心して暮らせる環境をつくる施策の推進でありま</p>
--	---

	<p>すが、一般保健活動では、検診受診率向上対策、検診受診一部負担助成、健康ポイント事業などを行い、健康増進意識の向上と生活習慣病の予防による健康長寿の推進に努めてまいります。また、インフルエンザ予防接種の無料化の継続や帯状疱疹ワクチン接種の一部助成、4月以降有料となる新型コロナワクチン接種の65歳以上高齢者等の無料化にも取り組んでまいります。高齢者保健福祉は、地域包括支援センターの安定運営を図りつつ、後期高齢者の健康増進とフレイル予防に努めるよう、保健と介護予防の一体的な推進を図ってまいります。また、生活支援ハウスや小規模多機能ホームの運営助成、看護・介護職等養成奨学金貸与なども継続しつつ、普代福社会と連携して、より質の高いサービスの提供に努めてまいります。さらには、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、高齢者移動支援や高齢者等生活支援事業、地域サロン活動支援、新たに加齢性難聴の方を対象とした補聴器購入の一部助成なども行うとともに、シルバー人材センターや社会福祉協議会への運営支援を行い、高齢者の相談や生きがい活動を支えてまいります。</p> <p>次に、自然と共生する安全で快適な環境をつくる施策の推進でございます。地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画を3月中に策定、公表することとしてございます。脱炭素社会の実現に向け村民・事業者の皆さまと連携・協働しつつ、一体ともなって関係施策を推進してまいりまこととしております。村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いをいたします。来年度は、本計画による取り組みを推進するため、行政と家庭、事業者等の再生エネルギー及び省エネルギー化への導入可能性調査を実施するとともに、一般住宅への太陽光発電・蓄電設備の助成や家庭用の電気自動車購入助成にも取り組んでまいります。また、「道の駅・青の国ふだい」への電気自動車充電スタンドの整備をテラチャージ株式会社との協働事業により実施してまいります。なお、休日に民間でカーシェアリングを試行できる庁用電気自動車の導入も行い、地域の経済と環境の好循環を生み出しながら、官民連携での地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施体制の構築にも努めてまいります。住宅は、（仮称）羅賀地区住宅の建設などを行うとともに、民間住宅での浄化槽設置改修加算リフォーム助成なども行ってまいります。キラウミ公園は、村民はもとより観光客の利用拡大も図られるよう公園遊具などの設置を行ってまいります。</p> <p>道路は、堀内机線及び沢港線等の舗装打替えや（仮称）沢山5号線の新設、沢山線と黒崎3号線の改良などを行います。河川は、新たに上の沢川護岸整備を行うとともに、大沢川などでの堆積土砂撤去や障害物除去を行います。</p> <p>簡易水道・下水道は、事業の効率的な運営に資するよう公営企業法適</p>
--	--

		<p>用へ移行するとともに、太田名部漁集の機械設備の機能保全、茂市簡水の配水管布設替設計を行います。汚水処理は、個別合併処理の拡大に向けた嵩上補助を継続し、普及率の向上に努めてまいります。</p> <p>防災は、頻発・激甚化する異常気象自然災害や巨大地震津波に備えるよう、災害後方支援拠点広場を完成させるとともに、災害時備蓄計画の見直しによる備蓄品の充実、自主防災組織の育成・活性化、避難する皆さんの立場に立った避難対応などに取り組んでまいります。</p> <p>交通安全は、通学路交通安全プログラムへの着実な取り組みを行いつつ、引き続き、事故防止や飲酒運転の撲滅への啓発強化に努めてまいります。なお、公共建物の改修につきましては、自然休養村管理センター、力持地区多目的集会施設、白井漁業研修施設での取り組みを行ってまいります。</p> <p>次に、明日を拓く持続可能な仕組みをつくる施策の推進でございますが、信頼される役場づくりのための職員の資質向上は、市町村職員研修協議会での研修はもとより、村独自の人事評価やメンタルヘルス研修の受講拡大を図り、時代の変化に対応する柔軟な発想と行動力を備える職員の育成に努めます。また、専門職の補充などにも極力の対応を行うとともに、職員の県派遣研修の継続にも取り組んでまいります。</p> <p>行政サービスの向上は、本年4月から岩手朝日テレビのデータ放送の活用による防災無線やホームページの掲載情報などを本格発信をし、行政情報の円滑な周知も期してまいります。</p> <p>財政運営は、優遇起債活用により実質公債費率が低下を続け、将来負担比率もゼロ水準で推移しております。今後も健全性を維持するよう、諸施設の維持管理費はもとより、各事業コストの削減と休養施設事業などの収支改善による特別会計操出の縮減にも努めてまいります。また、財政調整基金は、今後の大規模事業向けの取り崩しも視野に入れつつ、諸災害にも万全に対応できる水準を維持してまいります。</p> <p>広域行政は、久慈広域連合での、地域包括ケアシステムの深化・推進や認知症高齢者への支援体制の強化などに取り組む介護保険事業、ごみの排出抑制と資源リサイクルの徹底などに取り組みながら、旧し尿処理場の解体や最終処分場の延命化も進める衛生事業、水難救助業務やいわて消防指令センターの運用に向けた準備などを進めながら、新たな津波浸水想定に対応した防災体制の充実などに取り組む消防事業の円滑な推進に、各構成市町村とともに努めてまいります。</p> <p>以上のとおり、令和6年度は、巨大地震津波等の災害はもとより、感染症や物価高騰などから、村民の皆さまの命や健康、暮らしをしっかりと守りつつ、特にも、人口減少への対応と産業経済の再生に特段の力を注ぎながら、新魚市場の完成と、義務教育学校の建設や開校への準備、</p>
--	--	--

<p>普代村教育行政基本方針</p>	<p>議長</p> <p>三船教育長</p>	<p>地域脱炭素化への取り組みの前進にも総力を傾注してまいりたいと考えさせていただいております。</p> <p>また、それらの取り組みの力ともするよう、村の多くの資源を、さらに磨き、生かし、「青の国ふだい」の強みとし、発信をし、次代につないでいくことにも、職員一丸となって頑張っておりま。</p> <p>どうか、小さくても・たくさんの魅力で輝き、誰もが安心して生き生きと暮らす村づくりが一層にも前進するよう、議員各位や村民の皆さまのご指導と、更なる結集を持ってのご協力を心からお願いを申し上げ、私の所信の表明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上で、「村長施政方針」演述を終わります。</p> <p>日程第5教育長より「令和6年度普代村教育行政基本方針」の説明を行います。</p> <p>三船教育長。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、令和6年第2回普代村議会定例会が開催されるにあたり、令和6年度教育行政各分野の基本的な考え方や、施策の大要についてご説明申し上げ、議員各位、村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p> <p>まずはじめに、私からも本年1月1日に発生しました、能登半島地震におきまして、犠牲になられました、多くの方々のご冥福をお祈りいたすとともに、被災されました全ての皆さまに対し、心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興を願うものであります。</p> <p>さて、社会を取り巻く状況は、少子高齢化、急速な高度情報化や国際化に加え、4年に及ぶ新型コロナウイルス感染症による混乱など、教育環境におきましても、様々な影響を及ぼしました。しかし、長引いた新型コロナウイルス感染症も令和5年度、季節性インフルエンザ同等に引き下げられましたが、教育現場では、引き続きの感染対策や注意を払いながら、できるだけコロナ禍前の園、学校経営ができるよう、取り組んでまいりました。</p> <p>東日本大震災津波から13年が経過しようとしています。震災を経験していない児童生徒が増えていく中で、岩手の復興教育の意義が一層重要になってきております。震災の教訓を学校教育に生かし、力強く生きていく児童生徒の育成に努めなければなりません。</p> <p>学校では、学力向上、復興教育はもちろん、キャリア教育、小中交流事業、スクールフェスタ等の合同取り組み等を実施し、いじめや学校不適応対策、情報モラルや児童生徒の居場所づくりと絆づくりの推進、特別支援教育の充実、ICT教育、そして教職員の働き方改革等々、複雑化・多様化が進む諸課題に対応しながら、特色ある学校づくり、社会・地域と連携した学校経営、チーム学校としての組織的な取組に力を注い</p>
--------------------	------------------------	---

	<p>でまいりました。</p> <p>令和6年度も、郷土を愛し、ふるさと普代の復興・発展に寄与できる人づくりを目指し「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を総合的に兼ね備え、日々変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」、更には「学習の基盤となる言語能力」、「情報活用能力」、「問題発見・解決能力」等を育む教育に努めてまいります。</p> <p>生涯学習分野でも、村民一人ひとりが、豊かで活気に満ち、笑顔で生涯にわたり学び続ける環境づくりに、今後とも取り組んでまいります。以下、県の方針、第5次普代村総合発展計画等を踏まえた教育行政各分野の、令和6年度の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。</p> <p>第1に、「幼児教育」について申し上げます。</p> <p>幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期と捉えております。生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通し、心豊かに、たくましく生きる力を身に付け、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していく重要な時期であり、その後の人生を大きく左右する重要なものであることをしっかりと認識し、子どもの育ちについて、常に関心を払わなければなりません。子ども園では、園での豊かな生活・自然体験、そして、幼児期に最も大切な遊びを通し、様々なことに興味や関心を持ち、協力しあい、自分で考え、行動できる「生きる力の基礎を育む保有の充実」に努めてまいります。</p> <p>また、子どもの発達や、学びの連続性に配慮した幼児期の教育と、小学校教育の接続の推進を意識し、家庭や地域とのつながりを深め、地域で育てる視点も大切にしながら、幼・小連携教育の充実、教育の質の向上を図る職員研修、日々の園経営の改善、職員一人ひとりの意識・質の向上に向けた施策を進めてまいります。</p> <p>次に、「小中一貫教育」についてですが、小中一貫教育は、義務教育9年間を通じ、子どもたちの学力や、資質・能力の向上はもちろん、個々の児童生徒が、将来社会を担う一員として自立するための、社会性や自己意識などを育成する一貫した教育活動の中で、体系的に行うための取り組みです。本村では、児童生徒の理解に努めながら、令和9年度開校予定の義務教育学校での9年間の教育課程、指導の在り方、学力保障、諸行事の在り方等々、開校時の教育基盤づくりについて、普代村小中一貫教育研究会と教育委員会が連携して進めてまいります。義務教育学校建設につきましては、議員各位のご理解もいただき、令和5年度には、基本設計が完了し、令和7年7月の工事着工に向け、実施設計が年内に完成予定です。今後、学校名、校歌、校章、登下校の安全確保、そして小・中閉校に伴う諸準備等、準備委員会等を立ち上げ、年度ごとに作業</p>
--	---

	<p>について具体化してまいります。小・中合同の文化祭「スクールフェスタ」は、9年間の学びの成果を実感し、これまで積み上げてきた小中一貫教育の成果が見える取り組みです。今後におきましては、義務教育学校開校前に、小中合同の運動会等、合同行事の在り方について、準備を進めてまいります。</p> <p>第3に、「確かな学力の育成」について申し上げます。</p> <p>学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校では、子どもたちの「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育み、身に付けた「知識・技能」が「生きて働く」ものになるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの、授業改善に取り組んでおります。具体的には、「学習の見通し」、「課題解決」、「振り返り」といった「いわての授業づくり3つの視点」に沿った授業展開や、児童生徒の「つまづき」を授業改善・学習改善に生かすこと等の指導方法の工夫・改善でございます。今後も、こうした取り組み通して、「児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上」と、「確かな学力」の育成、『「知・徳・体」を総合的に兼ね備え、社会を創造できる人間の育成』を目指してまいります。学校では、学びを保障する手段として、多様な子どもたちを誰一人として取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に実現するため、GIGAスクール構想で整備したICT機器の活用が進んでおります。これまでの日本型学校教育の良さを受け継ぎながら、GIGAスクール構想や普代型スクール・コミュニティ構想の見直しも含め、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や研修を進めます。特別な支援を必要とする児童生徒につきましては、各校のコーディネーターを中心に、組織的な支援を展開するとともに、校内研修の充実を図り、教職員の専門の向上に努めます。また、特別支援員の配置や関係機関との連携を重視することで、子どもたちの成長や学びを、複数の目で見取り、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた、きめ細やかな支援の継続に努めてまいります。</p> <p>第4に「豊かな心の育成」についてでございますが、「豊かな心の育成」につきましては、生命や自然、伝統、文化を尊重し、自他の命を大切に育む心、道徳教育や復興教育、安全教育、キャリア教育が、計画的・実践的に推進されるよう、その充実に向けて努めてまいります。いじめに関しては、学校が集団生活の場である以上、いつでも起こりうるものと捉えております。児童生徒に気を配り、いじめが発生しないための環境づくりや生徒指導に取り組みます。もし発生した場合には、早期対応、早期解決に向け徹底した取り組みを行い、児童生徒の人権を保障してまいります。不登校児童生徒につきましては、不登校になる原因が多岐に</p>
--	---

	<p>わたり、複雑化しております。6年度には、小中学校に校内教育支援センターを設置するほか、学校では、児童生徒のSOSを出す力の獲得と、教職員のSOSを受け止める力の向上、更には教育相談体制の充実、魅力ある学校づくり、わかりやすい授業づくりに努めます。常に子どもを真ん中に置き、児童生徒に寄り添い、家庭とのつながりを密にし、児童生徒が、自分の居場所として安心して通える学校を目指してまいります。</p> <p>次に、「健やかな身体の育成」について申し上げます。</p> <p>「健やかな身体の育成」につきましては、児童生徒の体力向上、健康の保持増進、安全に対する意識の高揚を図るため、運動の楽しさや、喜びを感じる授業の充実を図ります。部活動に関しては、令和6年1月に策定されました「岩手県における部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、教育課程外である「学校部活動」が、従来の方針の内容を踏まえつつ、適正かつ、より充実した活動になるよう努めてまいります。今後は、生徒のニーズや本村の実情に応じた、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向け、保護者や地域スポーツ団体、県など、多くの関係者が連携・協議しながら、実現への可能性を探ってまいります。我が国の学校の職員は、諸外国より広範な役割を担っております。学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校の役割は拡大しております。教員の業務負担軽減は喫緊の課題です。令和6年度に導入する、学校で扱うデータを電子化して集約するツールである「総合型校務支援システム」は、長時間勤務の解消、そして教育の質の維持向上を図るための具体策のひとつです。教員が担うあらゆる業務を短縮化、効率化を図るこのシステムは、教員の時間的余裕を確保し、児童生徒とのふれあい、教育の質の向上に向けた時間の確保等が期待されています。</p> <p>次に、食育に関してですが、食育は、人間が生きていく上で基礎となるものであり、また、知育、徳育、体育の基礎を育むための、前提となるものであります。給食は、様々な経験を通し「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、感謝の心、社会性等、健全な食生活を実現することができる人間を育てることと捉えております。安全で、バランスのとれた給食の提供、地場産品も積極的に取り入れ、郷土愛を育む食育指導など、引き続きその充実に努めてまいります。</p> <p>次に、生涯学習の充実についてでございます。</p> <p>第1に、「家庭の教育力の向上」についてでございますが、家庭教育は、全ての教育の出発点と捉えております。家庭は、家族のふれあいを通し、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、あるいは、他人に対する信頼感や思いやり、社会的マナーなどを身に付けていく重要な役割を担っています。しかしながら、急速に進む少子化、そして核家族化は、育児・しつけ等に関する知識、体験等の減少を生み、結果とし</p>
--	--

	<p>て子育てに対する不安や悩みを抱え、孤立する親の増加が、深刻な社会問題となっています。この問題の解決は、一朝一夕にはいきませんが、引き続き家庭本来の教育機能の回復に向けた取り組みについて、子育てに関する部署や、PTA、地域の方々の協力もいただきながら進めてまいります。また、教育委員会だよりを活用し、家庭教育に関する情報提供にも努めてまいります。</p> <p>次に、「子どもを育む地域教育力の育成」について申し上げます。</p> <p>地域の教育力の向上につきましては、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、矢巾町との交流事業、体験活動等、更には普代型スクール・コミュニティを柱とした学校・家庭・地域との連携を促進し、学校と地域が一体となって、特色ある学校づくりを進めます。今後は、義務教育学校開校に向けた「地域と共にある学校」、「学校を核とした地域づくり」の新たな在り方について具体的な検討に入る時期と認識しております。地域の方々の協力を得ながら、学校と一体となって子どもたちを育成することで、ふるさと普代に愛着や誇りを持てる児童生徒の育成に努めてまいります。</p> <p>次に、「健康づくりとスポーツの推進」について申し上げます。</p> <p>生涯スポーツの振興は、村民がスポーツを通し、豊かな人間関係を育成し、地域、そして村を活性化するため、極めて重要と考えています。はまゆりスポーツクラブの充実を図り、幼児から高齢者の皆さんまで、健康で明るく過ごせるよう、さまざまな運動の機会の提供に努めます。教育委員会主催のグラウンドゴルフ大会、マレットゴルフ大会、はまゆりマラソン大会、夢の教室事業等を実施し、スポーツの推進と村民の皆さんの交流を図ってまいります。</p> <p>次に、「生きがいつくり、多様な学習活動の振興と支援」について申し上げます。</p> <p>村民の皆さんの生きがいつくりと、多様な学習活動を支えていくうえで、社会教育団体の活性化が極めて重要となります。そのために、文化サークル団体・子供会等の自立的活動を支援します。また、子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、学校・家庭・地域の連携を促進し、「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室」の充実を図り、地域全体で子どもたちの成長を支えてまいります。さらに、人生100年時代を見据え、多様化・高度化する村民の皆さんの学習ニーズに応えるよう事業を展開し、生涯学習環境と推進体制の整備・充実も進めてまいります。</p> <p>次に、「伝統文化の継承と芸術の振興」についてでございますが、本村の宝である鶺鴒神楽は、国の無形文化財に指定され10年となります。令和6年度には、鶺鴒神楽保存会が実施する国無形文化財指定10周年記念事業への支援も含め、保存会の自主的活動を強く支援し、未来永劫、こ</p>
--	---

<p>休 憩 再 開 一般質問</p>	<p>議 長</p>	<p>の素晴らしい伝統芸能が伝承・継承されていくよう、協力してまいります。また、普代中学校の中野流鶺鴒七頭舞同好会は、生徒の減少の影響もあり、同好会加入者の減少が目立っております。加入者を増やし、中学校の伝統の灯を消さないよう、教育委員会としましても働きかけ、育成に努めてまいります。村内で活動する、諸文化団体も引き続きの支援を行い、芸術文化協会、諸文化団体の活動の充実・活性化、そして発表の場の機会を作り、生きがいをもって取り組めるよう支援してまいります。</p> <p>最後に、「地域社会の変化に対応する学習機会の推進」について申し上げます。</p> <p>スマートフォン、パソコン等の情報機器は、生活の一部となり学習の場でも、効果的な機材です。しかしながら一方で、トラブルも多発しております。情報モラルの問題は、個人はもとより、保護者との関わり方、家庭環境に大きな課題があると指摘されています。トラブルを引き起こすと、取り返しのつかない事態になることも含め、正しい情報活用能力を高めるための指導を、学校、教育振興運動と連携し、進めてまいります。図書室では、生涯学習の土台を支える機関として、蔵書の充実を図っております。幼児期から、親子で本に親しむ、ブックスタート事業、親子読書の展開、移動図書・学校図書室の充実など、村民誰もが本に親しむことができる、読書環境整備を進めてまいります。</p> <p>以上、令和 6 年度の基本方針・施策の大要について、その一端を、申し上げさせていただきました。令和 6 年度におきましても、村民各位の深い愛情をいただきながら、幼・小連携教育、そして 9 年間の学びの連続性や発展性を踏まえ、子どもたちを中心に置いた教育活動、義務教育学校開校へ向けての諸準備の加速化、そして村民の皆さんのスポーツ・文化・芸術活動の充実、学びの機会の提供に鋭意努めてまいります。</p> <p>議員各位と村民の皆様の、一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。</p> <p>以上で、三船教育長の「令和 6 年度普代村教育行政基本方針」の説明を終わります。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ここで、11 時まで休憩といたします。11 時より再開いたします。よろしく申し上げます。(10 : 49)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(11 : 00)</p> <p>日程第 6「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、普代村議会会議規則第 61 条第 4 項の規定のとおり行います。10 分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p>

		<p>識を新たにもしているところでございます。そういったことで、認識を する中でご質問に答えたいというふうに思います。</p> <p>まず、1点目の、社人研推計と人口ビジョンとの関連についてござい ますけれども、社人研の推計は、いわば何ら対策も講じなかった場合の 人口推計であります。そして、私どももそうでありますけれども、全国で これを放置できないことから、出生率の維持・向上、社会減ゼロを目指す 施策を推進をし、人口減少の抑制及びその影響の緩和を行う取り組み をしているものでございまして、20年・30年後には、生産年齢人口の割 合を改善をして、持続可能な人口構造への転換を図ろうということで、 取り組んでいるものでございます。ご承知のとおりでございます。議員 お話しの、村人口ビジョンにおける2050年の本村人口1,555人についま しては、人口ビジョン策定時に用いた社人研の推計1,102人を、2030年 まで合計特殊出生率1.8を維持し、さらに、2040年以降に人口置換水準 であります、人口が変わらない増減をしない水準の数字であります、 2.07までに回復をさせるとともに、社会減がゼロになった場合の人口展 望として、村で推計をして示しているものとなっております。なお、 2050年の本村の人口を何ら対策を講じなかった場合の社人研の推計のみ で比較をいたしますと、ビジョン策定時の1,102人に、令和5年12月先 ほどの公表になった数字でございますけれども、1,057人の差は、マイナ ス45人でありまして、より人口減少が進む推計となっておりますけれども、 いずれビジョン策定時の考え方から500人近い乖離が出ているというふ うなものではございませんので、ご理解をいただければというふうに存 じます。</p> <p>次に、今後策定される人口ビジョンの具現化に向けた新たな施策の展 開についてでございますけれども、これまで、平成26年11月に施行され ました「まち・ひと・仕事創生法」を踏まえまして、「普代村人口ビジョ ン」及び、「普代村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をいたしま して、戦略に掲げる4つの基本目標に基づく施策展開によりまして、人 口減少対策を総合的に進めているところでございます。中身では、第三 セクターの設立による村内経済循環の仕組みづくり、子育て世代への支 援の充実、移住者誘致の積極的な取り組みによる定住者確保など、進め てきているところでございます。一方、全国的なことでございますけど も、東京の一極集中の動向は、コロナ禍で一旦緩和の兆し出ましたけれ ども、先の社人研推計にもありますとおり、再び東京一極集中が加速し ている感もあります。人口減少対策や地方創生の取り組みを国全体で、 改めて強化をする必要があるものというふうに、私、考えさせていただ いております。その中で、村での人口減少の抑制を図る取り組みにつ きましては、村の資源を活かした魅力を強みとして、交流・関係人口の増</p>
--	--	---

	<p>加を図りながら、移住・定住を促進するとともに、広域振興局に新たに設置されます市町村人口減少対策支援の特命課長などとも連携をしまして、急がれる住宅等確保対策にも努めながら、あらゆる各分野の取り組みを総動員をしながら、これに取り組んでまいりたいというふうに考えさせていただいております。なお、「普代村人口ビジョン」につきましては、「第5次普代村総合発展計画」及び「第2期普代村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同様に、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画となっております、令和7年度が最終年でございまして、ここで新たな人口ビジョンの策定を予定をするというものとなっております。</p> <p>次に、県の令和6年度当初予算案に対する利用促進策でございますが、議員お話しのとおり、2月上旬に公表されました県の令和6年度一般会計当初予算案には、重点事項に自然減・社会減対策として221億円が盛り込まれており、コロナ禍での地方への意識の高まりや、多様な働き方の拡大を背景に、性別に関わらず誰もが活躍できる環境の整備、ライフステージに応じた支援、移住・定住の促進等、人口減少対策を最優先に位置付けるとともに、特にも人口減が加速をしております、私どものような小規模町村への支援強化も特別に掲げているといったようなところでございます。これら県事業の活用でございますけれども、分野横断で少子化対策に取り組む町村が行う地域課題の分析等に対する県の伴走支援を行うということで、先ほどお話ししましたような取り組みの中で「市町村少子化対策支援事業」といったものを県で、新規事業として掲げまして、これは予算額で8,200万円となりますけれども、村の対応予算はゼロ。村は必要ないという事業でございますけれども、こういったもの。あるいは国の補助制度を活用した新婚世帯への住居費用等の支援に県独自で10万円の上乗せをするということで、名前が「いわてで家族になろうよ未来応援事業」という事で、県の事業が事業費拡大をされまして、1億1,800万円の予算がついておりまして、村はこれに対応する部分として70万円を計上しておるところでございます。こういった、新たな取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。また、広域振興局が所管をしております地域経営推進費につきましては、一般枠の配分見込、現在908万9千円に対しまして、村で振興局と現在協議をしているものが842万2千円を、活用見込みとしておるところでございますし、新たに小規模自治体の支援枠というのが追加をされる予定となっておりますが、この中身については、まだ現在示されていないといったようなことでございます。この詳細が示された段階で、活用を検討してまいりたいというふうなこともなっております。いずれ、それらを含めまして、県の振興局に設置をされる特命課長とも連携をしながら、既存の補助メ</p>
--	---

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>ニュー等の活用も含めて、財源を確保しながら、諸事業の推進に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えさせていただいてございます。</p> <p>あと最後に、ふるさと納税を活用した思い切った移住支援策を打ち出すべきとのご提言であります。ありがたいご指導でございます。感謝をさせていただきます。ふるさと納税につきましては、本年度も5億円の寄付を全国からいただいている状況でございます、この場をお借りして改めての御礼を申し上げます。ふるさと納税で寄付をいただいた財源につきましては、これまでも村の各種事業に充当させていただいてきていますところでございますが、令和6年度の当初予算編成におきましては、特にも、羅賀地区の住宅建設工事と上区地区の定住促進団地整備事業に全額充当。これらの事業に係る部分の全額をふるさと納税の部分で充当をしておりますし、これにより移住誘致にかかる住宅の整備を進めてまいりたいといったことで、取り組んでおるところでございます。全国の例といたしまして、4年度に全国で最も寄付を集めた、宮崎県の都城市ですか、市独自の移住応援給付金に、ふるさと納税の全額を充てて、「全国どこからおいでになっても500万円」を一律におあげするといったような大変インパクトのあるキャッチコピーで移住者を伸ばしたということ、報道でも承知をしているところでございます。このような、自主財源を確保いたしまして、移住支援に力を入れること、そしてそのPRに特にも力を入れることで歯車がかみ合って結果が出てるものというふうなことで、素晴らしい取り組みだなというふうに思っております。いずれ本村では、移住者誘致においての喫緊の課題であります住宅や宅地整備といったことの基盤作りを進めつつ、移住者誘致を着実に推進してまいりたいというふうに考えさせていただいております。引き続き、議員各位のご指導もお願いをさせていただきます、答弁とさせていただきます。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>再質問いたします。先日発行された報道紙面によれば、26年後の2050年の本村の生産年齢人口、これは16歳から64歳でございますが、生産年齢人口は2020年に対する減少割合が県下の71.7%の減少率と示されたところでございます。つまり、2020年に1,201人であったものが、30年後の2050年には340人に減ると推計されておると報じられたところでございます。同報道紙によれば、岩銀リサーチエンドコンサルティングのアンケート調査では、生産年齢人口の地元利害への社会減の理由に、賃金だけでなく、仕事のやりがいも挙げられておりますが、持続可能な普代村を創るため、今までの概念の殻を破り先端技術を導入したスマート農林水産業等への挑戦模索により、多分に他力本願的要素もございま</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>すが、地域おこし協力隊等のお力をお借りしまして、若者にとって魅力ある仕事の創出で人を集め、新たな人口ビジョンの具現化に向けての、新たな試作の展開と、例えば極端な発想になりますが、達増知事のマニフェストプラス 39 にあります、産業技術短期大学校の本村への誘致へ手を上げる等、積極的アクションが必要だと思っておりますが見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。スマート農林漁業の推進とか、いろんなこう人の集まる施設、人材育成の施設の誘致をとといったようなご指導でございます。参考にしながら、いろいろ勉強してまいります。</p> <p>(「終わります」と、大上智議員)</p> <p>大上智議員の2問目の質問を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>2番目の質問は、普代村営魚市場事業へついてでございます。</p> <p>県内多数の公設民営魚市場では、卸売業者が水揚げ金額の0.3～0.5%を魚市場使用料として、開設者である市町村に納入し、市場施設において使用する電気、ガス、水道、その他あらかじめ取り決めた費用については、魚市場業務条例等で定めているようではありますが、この事業を施行するにあたっての市場事業特別会計について、以下伺います。</p> <p>1番、令和5年第4回定例会での一般質問に対する答弁で、魚市場事業を利用料金制の指定管理で経営するお考えもあるように伺いましたが、水揚げ金額に左右される漁協経営においては、利用料金制でなく使用料金制の指定管理での市場経営が適正ではないかと考えますが、見解を伺います。</p> <p>2番、近年の漁協の経営は、主要魚種であるサケの水揚げの大減産、ワカメへの害虫付着被害、コンブの早期の枯れによる不作等で厳しい状況にありますが、仮に今順調に漁獲されているサバ・イワシが不漁となった場合、さらに厳しい状況になると思います。公設民営魚市場の持続的運営には、村からの助成は不可欠だと思います。ちなみに、他市町村の魚市場特別会計歳入歳出決算書を見ますと、歳出の魚市場管理費、公債費を多くの割合で一般会計から繰り入れているのが実情のようですが、財源等についてどの様な見解をお持ちか伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>大上議員の、2点目の普代村営魚市場事業についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>新魚市場の整備は、その実質負担ができるだけ低減するようというところで、村が事業主体になって、取り組んでいるところであります。そして、開設後の管理運営は、これまで通り漁協さんが全面的に行うことで進めており、そのため、地方自治法に基づく、公の施設の指定管理の</p>
--	---	--

	<p>方式を採用したらというふうなことで考えているところでございます。そして、魚市場からの収入を、村が収受せず、その管理運営の費用などに充てていただくよう、指定管理者であります漁協さんが直接に収受をする。これが利用料金制というふうなことになる訳ですけども、この方式を取ることともしておるところでございます。もし、利用料金制を取らないのであれば、全ての収入を村の歳入に入れて、その後、漁協さんに払い出す形となり、非効率でもありますし、あるいは消費税等々で、諸費用の負担増にもつながるといったようなことも考えられますので、現段階では利用料金制による指定管理ということで取り組みたいというふうに思っておりますので、ご理解の程お願いをいたします。なお、漁協さんの経営もそうでありますし、漁家個々も、そして水産加工業者さんの経営も、水揚金額に大きく左右されること、そのとおりでありますし、販売の受入手数料が減少をすることで、管理諸費用の支払いに苦慮することもあるというふうなことも、理解をするところでありますが、今回の考え方としては、基本的に、村の建物や設備などをお貸しする際に適用をいたします、行政財産の使用料条例の例にしたがいまして、財産価格に応じた基本使用料と、火災共済掛金などの実費だけをとというふうなことで考えさせていただいております、いわゆる、電気・ガス・水道などのランニングコストの全ては、利用料金制で、漁協さんが収受をするものの中で賄っていただければというふうな考えにあるものでございます。同様な取扱いは、釜石市が採用してございまして、基本料金は1千万円としてございまして、販売額が一定額を超えると、それに加算をとったようなこともしておるようでございますけれども、私どもは一定額を38年間、耐用年数がある期間での一定額を定めた中でそれを分割的にいただいていくといったようなことを考えておりますので、仮にその一定の水揚げを超えても、嵩上とかいったようなことは考えてはおらないところでございまして、先ほどもお話ししましたけれども、定額の基本使用料と火災保険の実費負担といったようなことで考えさせていただいております。いずれ、新年度になると思っておりますけれども、議会さんや漁協さんと詳細の調整をして、関係条例を規定などをいたしまして、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解もいただきたいですし、その際には、更なるご指導もお願いをしたいというふうなことで思っております。次に、新魚市場事業の特別会計の管理費や公債費の財源のこととございますけれども、現在、想定しておりますのが、特別会計での歳入は、漁協さんからの定額的な基本使用料と、それから火災共済掛金、そして、村が一般会計からの公債費の相当分を繰り出すというふうなことで考えさせていただいております。歳出につきましては、通常の年度といえますか、特に災害等で大きく壊れ</p>
--	---

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>たとかそういうふうなことがない限りは、火災保険の保険料の支払いと、それから借り入れをしておる過疎債の公債費分の支払いといったようなことが、2つ主なことになるというふうなことで考えさせていただいております。いずれ、これにつきましても、先ほどお話ししましたように、今後詳細を詰めてまいるというふうなことでございますので、また新年度に入れば、協議などもさせていただいて、取り組んでいかせていただきたいというふうに思っておりますこと申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>再質問させていただきます。新魚市場は、公設民営方式ですよね。第5次普代村総合発展計画にある水産業の経営基盤強化、漁港漁場の整備により、持続可能な経営体制の確率の目標のもと、老朽化した現魚市場に代わる整備を整え、衛生管理の行き届いた、新魚市場建設を進めてる訳ですが、魚市場事業経営において、委託した卸売業者、これは漁協ですけども、独立採算制の方針において、大きな部分で主要な立場であります。基本開設者、これは村ですが、開設者が使用許可した卸売業者から使用料を徴収し事業を行うものであり、施設使用料で賄いきれない部分は、一般会計からの繰入れ金額で充当するものと思っております。魚市場事業の市場の維持管理等を伴う市場管理費、建設改良を行う市場整備費、起債償還を行う公債費にあたっては、ちなみに県内の主な公設民営が民営方式で、魚市場事業特別会計歳入歳出決算書を見ますと、いずれも年間総卸売価格から算定した使用料、これは0.35%から0.44%のようですが。例えば久慈市営魚市場では、これは令和4年度の資料ですけども、歳入が使用料他462万2千円。一般会計繰入金1,147万7千円。合計で1,612万9千円。歳出が魚市場管理費378万6千円。公債費790万9千円。市職員給与、これは久慈市の場合、農林課かなんかの兼任職員の様ですけども、その給与が443万4千円。合計で歳入合計と同額の1,612万9千円。それから、宮古市営魚市場、これも令和4年度のデータですけども。歳入が使用料1,872万5千円、一般会計繰入金960万円。合計で2,832万5千円。歳出が魚市場管理費820万3千円。公債費2,015万1千円。合計で若干歳入合計より多い、2,835万4千円。次に、大船渡市営市場。これは令和元年度のデータですけども、歳入が使用料1,850万2千円。一般会計繰入金1億9,661万円。合計で2億1,511万5千円。歳出が魚市場費で、4,492万8千円。公債費が1億7,018万7千円。合計で歳入合計と同額の2億1,511万5千円のように。先ほど、村長から釜石の話もありましたけど、釜石の歳入歳出決算書のデータは、ちょっと入手できなかったものですからあれですけども。当新魚市場においても、使用開始当初は漁協からの使用料収入と、他会計からの繰入金</p>
--	---------------------	--

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>でスタートすると思っておりましたが、こういう場合は、いずれは使用料収入で賄う戦略と思いますが、どのような見解をお持ちか伺います。</p> <p>先ほども、村長もちらっと釜石の市場の関係言ったけども、釜石は市場が平成 25 年 4 月からと、平成 29 年 5 月に供用開始した二つの市場を持っておりますけども。これは令和元年度まで 7 年間の使用料を免除という格好で、なんか運営したみたいですよ。なんていうか釜石の方はちょっと勉強不足で、なんか他の市場さんと同じように、使用料でやってるよーに感じたんですけどもね。たまたま平成 29 年で、地方債の償還は釜石の魚市場の場合は終わって、あとは令和元年までは、使用料が免除されてたものだから。実際には釜石の魚市場は、令和 2 年度から 12 年間のその使用料の、先ほど言ったような返し方っていうか。それからあと、村長が言いましたように年間 1 千万の使用料に、あとはプラス総水揚げが 25 億を超えた場合は、その超えた分に対しての使用料を加算して、徴収してるように見たんですけども。そのへんについて村長どのような考えをお持ちかお願いします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをいたします。いずれ、村がこの事業に取り組んで、そして漁協と一緒にやるとなった際は、建物は村ですよ。それから運営すべては漁協さんですよということの中で、取り組んできておるわけでございます。そういった中で使用料制度のお話でしたけども。それは制度的にないにしても、使用料を得て、そして村が例えば漁協さんから水揚げに対する、漁師さん方が払うのまで、村の歳入にして、そしてそれで村が電気料とかいろんなものを賄ってとか、そういうふうなことではない仕組みを考えております。先ほどもお話したように、それを久慈市の場合ですと、直営的にやっているの、人件費をみたり、電気代もなにもみていくわけですけども、ご存じのように。そうでなく、今回の場合は、村は建物だけですよ。あとの運営は全て漁協さんですよ。ただ、一定の施設を建てた分に対する負担はいただきたいというふうなことで、その負担の額を定めて、そしてそれを 38 年間のその耐用年数で割ったものと、それから火災保険料、それを使用料としていただいた中で、村はその建物の分だけのことをやっております。運営とか、そういったものは、これまで通り漁協さんでやってもらうというふうな方向で進めてきておりますので、その方向で今後も取り組みたいなあとというふうなことで思っております。当然に、これまでの取り組みでも仮に水揚量が下がった部分で、どういった漁協さんの経営に影響があるかどうかで、今のところ免除をしたり、それから漁協の市場の経営に対する助成を出したりというふうなことは、これまでもないことですし、それをこれからやるかとか、やらないかとか、状況はまだ確定をしていない。これか</p>
--	----------------------------	--

	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>ら始めるものに対して、当然言及も出来ない訳ですし、これまで通り免除とかそういったことはなし、それから経営の視点についても、まずやってみてからの動きというふうなことで考えさせていただいております。仮に、水揚げとか増えてきて、ランニングコスト等も、省エネとか補助等が入ってますので、低く済むとかそういったこと等も考えられるわけで、そうなれば漁協さんの市場事業の運営の方も、どういうふうな推移で行くかといったようなことを漁協さんもみていかなければならないというふうに思いますし、いずれ当初からの話し合いのとおり、村は建物だけというふうなことで進めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>多分、私の勉強不足だとは思いますが、あくまで他の市の魚市場の例を述べさせていただいたんですけども。あくまで、水産業の経営基盤強化のために、先ほど述べた魚市場では、とにかく公設民営っていうことで、建物からなんからとにかく村で設置して、あとは電気代とか諸々の市場の経費とかも村の方で持つて。漁協という方は、あくまでも使用。水揚げの金額から0.5%なり、0.4%なりの使用料を払って。歳入1本で、それだけの関わりで卸売業者の方は、市場経営っていうか、それをやってるもんだと思って理解したもんですから、今のような質問をした訳ですけども。あとはそのかわり、水揚げが増えれば、それだけ使用料も当然増える訳ですし、それだけ漁師さんも助かるっていうか、あれだと思いたんですけども。今までと同じように漁協の方で、その運営の方は同じような感じでやってもらうっていうのでは、なんかちょっとこれからの漁協経営にとってもちょっと。私もちょっと勘違いした質問だったのかなあと思っています。あくまで先ほど言ったように、漁協が関連するのは、水揚げの金額に使用料0.5%なりなんなりで村の方に納入して。あとはそれを含めて、とにかく使用料として村に納めて、あとは村の方で、管理費なり何なり含めてやっていくもんなのかなあと思っていたもんですから、今のような質問だったんですけども。これからいろいろ私も勉強させてもらったり、来年度に向けていろいろな話し伺ったりして、また疑問点なり何なりは、質問させていただきますので、その時はまたよろしく願いいたします。以上、終わります。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>いずれ、新年度に入ってでも再度、本当の条例とか規定を作る前に、議会さんとか漁協さんとか何とか、話し合わなければならないというふうなことで今取り組んでおりますので、その際にまた協議をお願いしたいと答弁でお話ししましたし、それから、最も簡単な例ですと、村が地域活動拠点施設を建てると。その中で部落の収入になる分は電気代、何</p>

		<p>代、いろんなものに使ってくださいと。利用料金制でどうぞそちらで使ってくださいと。村は保険料とか、それから電気保安協会のそういったものだけ出させてもらいますと。あとは当然、建物を建てたのの償還費用は出していきますと。そういうシンプルな仕組みで、しかも漁協さんの経営能力が発揮される。あるいは頑張れば漁協さんにも得になる。そして、漁協さんの取り組みによって、漁業者の方々のいろんなこう、福利厚生であれいろんなものでも、よくなるという仕組みかなあと考えて考えさせていただいております。なお、あとの質問にもあるかと思いますが、経営状況のうんぬんかんぬんにつきまして、私の立場で、まだスタートもしていない。それから、これから先がわからないものの予測的な事でそういうふうになっていくのかもしれませんが、それに対する答えは、これまであったケースについては、そうあるべきだよ、それも取り組みますとは言えますけれども、簡単に今までなかったものへの免除とか、負担とかといったことは、これから有り得た際に向けての、この考え方の検討とかというのは、また議会さんとしっかり相談をしてからというふうなことで考えさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>8 番大上智議員。 多分、今村長がしゃべったけど、地域拠点整備事業っていうか、そういう関係の利用料は、今の考え方っていうのは、それは私も、そう理解しておりましたけれども、ただこの魚市場っていう場合は、あくまで利用料でなくて使用料の方が、なんかこう合ってるって言えばあれですけども、そうなのかなあと考えての質問だったので。何回も話しますが、これから、またよろしく願います。終わります。</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>それでは、大上智議員の3つ目の質問を許します。 8 番大上智議員。 3 番目の質問は、公園整備についてでございます。 これまでも私を含め、同僚議員も一般質問で取り上げたり、村民の皆さんからの声として議会だよりの未来予想図にも数回ご要望をいただいておりますが、再度質問させていただきます。 1 番、公園施設は、広範な世代の憩いの場であり、交流の場でありませす。子供たちの笑い声のとどろき、親子が触れ合い、祖父母との触れ合いの場所である公園整備の必要性があると思います。「家族愛の溢れる村」の増進のためにも、主役となる子供たちからの意見を聞き、公園整備の専門家、父兄、高齢者を交えた話し合いの場を設け、子供がいつも行きたくなるような、高齢者も安らげるような公園整備を再度検討し、進めるべきだと思いますが、見解を伺います。 2 番、公園整備にあたって、まずはモデル公園として、道の駅に近く木</p>
--	--	--

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>のある「ふれあい公園」と白砂浜のある「キラウミ公園」の整備を実施し、各地域の要望を聞きながら整備を進めることを提案したいと思いますが、見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>3点目の公園整備についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>議員お話しのとおり、令和2年の12月の一般質問で、公園整備についてのご質問をいただいていたところでもあります。その際に、私からは、防災用の広場を兼ねた公園や、散歩・ジョギングの際に休憩が出来るミニ公園などの整備も必要でありますといったような旨をお話しをして、既存の施設のリニューアルなども含め、段階的な整備を進めてまいりたいと、検討をしてみたいというふうなことで、答弁をさせていただいております。その後、この答弁に沿いながら数カ月後の、令和3年3月に策定をした、第5次総合発展計画の主要施策の一つとして、公園・緑地の適正な維持管理・整備に取り組むことを、掲載をしてあるところでございます。その後、コロナ禍の中で、令和3年まさにコロナ禍だったわけですけれども、この中で公園整備でもというふうなことで、慎重にならざるを得なくて、遅れておりましたが、先ほど施政方針でもお話ししたように、令和6年度より予定をしておいた、優先順位を定めていたキラウミ公園の遊具などの整備から、順次落ち着いてきたので、取り組んでいきたいといったようなことで、今年度は3千万円をその部分に予算を計上させていただいておりますというふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。なお、2点目の質問のお答えにもなりますけれども、今後の予定としては、緑区のふれあい公園、上区の災害後方支援拠点の広場公園、それから旭日区の親水公園、そして太田名部のミニ公園など、ここらを順次に進めてまいればなあというふうなことで考えさせていただいておりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8番大上議員。</p> <p>答弁いただきました。また、だいたいあの分かりました。そういうふうに進めてもらいたいと思うんですけども。何回も重ねて質問するようですが、これまでいただいたご要望を拝見しますと、なにも大規模な公園を求めているのではなくて、公園という名が付く、ある程度草刈り等整備され、時には寝っ転がって参加できる、イベントが開かれ、休日等には弁当を持って行って親子で遊べ、普段は子どもは友達と駆け回り、年配者が木陰のベンチ・テーブルで散歩の休憩をしながら、友達と話っこ出来る場所。最低限トイレ・手洗い場は欲しいと思いますが、利用してみて必要なものは、その都度相談して整備していく。そんな「おらほうの公園」整備必要と思いますが、重ねて聞くんですけども、答</p>

休 憩 再 開	議 長 梶屋村長	<p>弁お願いします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをします。いずれ、これまで議員さん方からも、各いろんな世代の方からも、そのようなご指導をいただいておりますので、取り組んではまいります。ただ、何て言いますか、目的効果ではないですけど、利用度、そこに設置しての効果、将来的な人口等とか、いろんな子どもの数とか考えた場合の効果等を含め、更にはその管理する方、仮に、私のやり方ですとこれまでは、各地域にお願いをしてきたといったことも一部あるので、そういったことが継続できるのか、あるいは諸々の費用等が出てくるのか、他とのバランスがどうなのかといったようなこと等まで含めた中で、議員お話しのような取り組み、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p>
	議 長 大上智議員	<p>8番大上議員。</p> <p>村長がしゃべるとおりだと思います。ただ、その管理とか何とかっていろんなことを考えれば、なかなか本来の意味の、行って寝っ転がっての公園っていうか、この世知辛い世の中で、子どもがどうの笑い声もなかなか聞こえないし、それでそんなに堅い公園でなくて、本当にこう草刈りがどうが済んでどこさ、先ほども言いましたけども、トイレとか、手洗い場所があるくらいで、あとはたまにその場所を利用してもらって、商工会とか何とかのイベントで、何回か人を集めたり、寝っ転がって遊ぶっていうか、そういうふうなあれを、なるべく人がそういう場所を作ってあげることが、人口も少なくなって、そのへんが大事でないかなあつう意味での質問でしたので、まずは村長が言うとおりの、管理とかあれを自治会とか何とかの話し合いなんかなると思うんですけども、そういうふうな思いを共有して、そういうふうな憩いの場っていうか、作っていただければなあと思っておりますので、そのへんよろしくお願いして私の一般質問終をわります。ありがとうございました。</p>
	議 長	<p>答弁はいいですか。</p> <p>(「はい、いいです」と、大上智議員)</p>
	議 長	<p>若干時間が早いですが、これで大上智議員の一般質問を終わり、昼食のため、午後1時より再開したいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>(11:50)</p>
	議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p>(13:00)</p> <p>次に、4番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p> <p>4番齊藤正明議員。</p>
	齊藤議員	<p>4番齊藤正明です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。</p> <p>はじめに、元日に発生した令和6年能登半島地震により、被災を受けられた皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、被害に遭われ今なお</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、心からお見舞い申し上げます。</p> <p>被災地に一日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。</p> <p>それでは1項目目をお願いします。相続登記義務化に対する村の対応について。</p> <p>今年4月1日から相続登記の義務化が施行されます。今回の新ルールは、土地や建物を所有する全ての方が対象となります。今年4月以降に相続が発生したケースだけでなく、それ以前の相続にも適用されるということで、村民にも大きな影響を与える変化だと思えます。現在の具体的な問題としては、公共事業が進まない。防災・減災対策の取り組みが困難になる、相続されていない土地家屋の固定資産税の課税実態及び徴収状況を進めるうえで非常に影響が大きいと思えます。</p> <p>国の施策であり、管轄でもあります手続き・相談窓口は法務局になりますが、相続登記の手続きは相続人自ら行うのが基本でありますので、非常に難しい側面もあるということも理解します。本村において、この義務化の施行が迫りつつありますが、理解を得るためには、周知、広報が極めて重要と考えます。この制度変更から予想される諸問題に対し、今後どう対応するのか考えをお伺いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>齊藤正明議員の相続登記義務化に対する村の対応についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、相続登記の義務化の周知のことですが、村では法務局からの要請に従って、対応をしていくということであります。今月の「広報ふだい」でも、「相続登記が義務化されます」との表題で、いただいた例文に沿っての周知記事を掲載をする予定ともしておるところでございます。</p> <p>次に、この制度変更から予想される諸問題に対する、村の対応についてでございますが、相続や遺産分割によって、不動産を取得した相続人への、法律上の義務付けでありますし、正当な理由のなき義務違反には、過料も科される制度となっております。実際に4月から制度施行で、どのような問題が出るものか、それが村に関わるものかなど、予想できないではおりますが、いずれ、相続登記等が進めば、村の事業等も円滑になるといった面、議員お話しのようにございますけれども、この事務そのものが国の直接事務といったようなことでもございますので、村の対応としては、いろんな問い合わせ等があった場合は、法務局への相談をお願いします。あるいは、法務局のチラシにあるように、司法書士さんか、司法書士会にも相談が応じておりますので、そちらにお願いをいたします。というふうにお話しするしかないのかなあというふうなこと</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>で考えさせていただいております。そういうことで取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>4番齊藤正明議員。</p> <p>村の方の対応、取り組みということで答弁いただきました。ありがとうございます。ただこれは国の方の管轄、法務局、法務省というか国の施策ということで、なかなかこの申請では難しい面もあると思いますが、ただ全国的に見ればこの「聞いたことがある」、「よく知らない」とか、「全く知らない」という方々が68%くらい、調査してそういったデータも出ているようですので、できるだけ村民の方に、大きな影響を与える変化だと思っておりますので、できるだけ理解をいただいて周知、広報が重要と思っておりますので、特に高齢者世帯への、この義務化の周知をできるだけ取り組んでいただきたいなあというので、懇切丁寧な説明が必要でないかなあと思っております。法務局のこの業務依頼等がなければということですけども、できれば私の要望といいますかあれば、この4月に発行される固定資産税、納税通知書等にチラシ等を税務課独自の考えはないのか、そこらへんをお伺いします。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをします。国の調査で義務化になるのを知っているか、知っていないかといったような調査をして、議員さんおっしゃるように30%くらいしか承知していないといったようなデータが出ておることも、我々にも伝わってきておりました。その中で、国では司法書士さんが実際はその登記とかいろんな手続きをやるわけですので、その司法書士さんとか、その団体に対して周知を、お客さんが来たら、相談会があったら、それをしっかり周知をしろというふうなことで、今一生懸命やってるようでございます。さっきお話ししたように、我々にもいろんな事業が進めやすくなると。それこそ相続登記が進めば、進みやすくなるといったことありますので、我々も積極的にPRをしてやりたいんですけども、国の事務に対して余計なことをですねやったり、またそれに関していろんな問い合わせがあった場合に、非常に面倒にもなるといったような思いもしております。当面は国の方から出ているチラシ。こういったチラシとか、そういったものとか、あるいは漫画で見る制度改正といったようなものを議員さんの質問があって以後、こういったのをどっか税務課の窓口に置いたり、どっかにしたらいいかなあというふうなことでは思っておりましたけども。納税通知書に、今現在そうなりますよといったようなことを、村の事務でもないのに勝手に入れてやるというふうなことまでは今現在考えておりませんけれども。状況が許すようなことになれば、重ね重ね村のためにもなることですので、取り組んでいければなあというふうな思いではおりました。</p>

<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤議員。 確かに国の方の施策ということで、国の方の協力要請といいますか、できるだけ法務局と連携して、村の方でも周知の方お願いして、質問の方終わります。</p>
<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤正明議員の 2 つ目の質問を許します。 4 番齊藤議員。 4 番齊藤です。次に、2 項目目をお願いします。 公衆用道路の現状と、今後の対応について。 公衆用道路には、道路の拡幅や利用を先行したために村への所有権移転がされず、敷地内に個人名義の土地が残っている公衆用道路があります。安全で快適な住みよい村をつくるための村道路線の管理をするためにも公衆用道路を登記して、将来を見据えた財産管理の対応策の環境を整え、問題が複雑化しないよう円滑に進めていくことが重要と考えます。 このようなことから、個人から村へ移転登記が済んでいなということであれば、土地の所有者の方や関係者に状況説明をし、ご理解ご協力を求めながら、村への移転登記を進めるべきと思いますが、現状についてお伺いします。 また、公衆用道路の移転登記については、このまま放置すれば時間とともに問題が発生し、解消に向けての取り組みに支障を来すことも考えられます。今後の対応について、村長の考えをお伺いします。</p>
<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 齊藤議員の公衆用道路の現状と今後についての、質問にお答えをいたします。 まず、現状についてですが、村内での地目・公衆用道路の非課税土地ですが、全部で 2,947 筆となっており、このうち、所有者が個人等の公衆用道路は 296 筆と把握しております。また、この土地の所有権移転につきましては、議会さんからも度々の要請、指導もいただいてきておまして、促進に鋭意取り組むことと確認する中で、所要の業者委託予算の措置も行い、道路改良個所では必ず、この前にあった土地の分も所有権移転をするんだと、必須にするんだという取り組みにもしておりますけども、改良等が進んだ、終わってしまった個所では、なかなかこれが進まないといったような事情にありますし、強化地区なども設けて、黒崎からと、次は太田名部だとかというふうにやってもいるんですけども、事務手続きがどうしても多いといったこと。あるいは所有者への説明がなかなか時間を掛けてやれないといったようなことで、進捗が思わしくないといったようなことで、大変申し訳ないというふうなことで思っておるところでございます。いずれ、そういった現状にございますので、今後につきましては、議員お話しのように、またこれまでも議</p>

		<p>員さん方にお話しただきてきたように、放置できない最優先の処理を要する案件というふうな位置付けでありますので、改めて委託業者とも、専任的な取組体制を作りましょうといったようなこと。さらには強化地区を設定しまして、この地区ではこういう人にサポートいただいて、地元の方にサポートいただいて進めるんだといったようなことをしっかり話し合ったうえで、これが着実に促進できるように取り組んでいくということを改めてお約束をさせていただきまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4 番齊藤議員。</p> <p>ただ今、現状取り組み、今後の取り組み等についてご答弁いただきました。</p> <p>確かに、この筆数とか、路線を見ますと、200 位あるんだそうですけども。特に難しい面もあるかと思いますが、例を出してみますと、太田名部地区の場合は、明神線、太田名部上の沢線、大沢線とある訳ですけども、太田名部は漁業集落排水で施設一体となって道路等も整備してもらっているわけですけども、ただ、その道路の中にも、一部個人の名義で公衆用道路とか、例えば、隣が村道になってて、隣が村になって、隣が個人というような例もあるようですので、やはり何とかこの登記の方進めて、村の方で取り組んで、一步踏み込んで、地区の方に入って説明して、ご理解するんだろうと思います。特にこの地区については。そういった今までの経緯もありますので、そこらへんはどのように考えているか、お伺いしたいと思います。</p>
議 長 齊藤議員		<p>4 番齊藤議員。</p> <p>ただ今、現状取り組み、今後の取り組み等についてご答弁いただきました。</p>
議 長 榎屋村長		<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをします。議員さんお話しのように、やっぱり一回地区に担当で行って、来れる人に来てもらって、そして説明をして、その中で理解をいただいて、あとは順次それぞれに当たっていった方が進みやすいのかなというふうなことで思っております。いずれ、先ほどもお話ししましたけども、できるだけ早く片付けないばならないですし、これまでも、とにかくやりますというふうなことを話してきた中で、諸事情でできないできたものでございますが、いずれいろんな災害関係の事業でも何でもひととおり終わって、落ち着いたと言えれば御幣はありますけども、いずれそういった面にも、取り組める状況になってきていると思われまますので、お話しのようなこと、段取りを付けてて取り組んでまいりたいというふうに思います。</p>
議 長 齊藤議員		<p>4 番齊藤議員。</p> <p>それぞれ路線にもよってもそれぞれ違うと思いますが、現地とか、地区の今までの違いがそれぞれあって、現状把握等にも難しい面等もあると思いますが、特にこの漁業集落排水については、もう村道の下を排水</p>

		<p>管が通ってますし、村の方で整備していただいている歩道とか、いろんな交通安全施設とか、いろんな面ですね、カーブミラーとか、ガードレール、区画線とか、そういった道路安全施設一体となって、これからもその村が管理してもらおうということで、やはりこの公衆用道路の個人になってる方それぞれ、寄付の形になるわけですけども、そういった事情を説明すれば、進めて取り組んでいけるのかなあとという思いもありますので、そこらもう一度お願いします。</p> <p>榎屋村長。 そのように取り組ませていただくということでございます。一生懸命やらせますので、お願いいたします。</p> <p>議長 よろしいですか。 （「はい、終わります」と齊藤議員）</p> <p>議長 以上で、4番齊藤正明議員の一般質問を終わります。 次に、1番金子泰男議員の一般質問を許します。 1番金子泰男議員。 1番金子でございます。質問に先立ちまして、先の能登半島地震では多くの犠牲者が出たわけですが、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました皆様にお見舞いを申し上げさせていただきます。 それでは質問をさせていただきます。くろさき荘の村における位置づけと、今後の運営施策について質問をさせていただきます。 くろさき荘は、ここ12年間を見ますと平成24年、25年、26年、28年の4年間を除けば、毎年厳しい経営が続いているわけですが、村としては今までもいろいろと運営施策を取り、努力してきているものの成果が出ていない状況にあります。特に観光客の減少が大きな要因であるわけですが、くろさき荘は普代村にとって重要な位置づけにあると思っております。施設があることよってのメリット面は観光面はもちろんですが、いろいろな分野において、村のプラスになってきているわけで、今後においては観光客誘致と併せ、施設を村民の皆さんからも利用していただくための施策を進めていかなければと思っておりますが、その一つの施策として施設内にセレモニーホールを整備をし、村民の皆さんから利用していただく。このことによって、少しでもくろさき荘収入増につながるとともに、村民の皆さん方の利便性にもつながるのではないかと考えるわけですが、村長の見解をお願いいたします。</p> <p>議長 榎屋村長。 金子泰男議員のくろさき荘の村における位置づけと今後の運営施策についての、ご質問にお答えをいたします。 くろさき荘の位置づけにつきましては、議員お話しのとおり、村の観</p>
--	--	--

		<p>光拠点施設として、観光客などを受け入れ、村の景観・歴史・文化・伝統・食などの魅力の発信基地ともなっております。また、震災や立て続けにあったその後の台風災害では、近隣、隣村の町村から村内の人も含めて宿泊等、避難者を受け入れてございますし、さらには工事関係の方々も受け入れということで、災害対応と、復旧・復興面でも大きな力を発揮したところでもあります。また、雇用や賄い材料等々含めた諸材料の発注等によりまして、経済面での効果はもとより、宿泊施設もない村とのイメージダウンの回避のことも忘れてはならない効果というふうに考えさせていただいております。そういった中で、ただ、これも議員さんお話しのとおりでございますけれども、運営収支の改善をしっかりと行いつつ、存続でなければ私が今お話ししたような効果も薄れ、忘れ去られてしまうこととなってしまいますので、強力な増収施策への取り組みが不可欠。そして急務というふうな状況にあるものと現状を認識しております。そして、その増収への取り組みでは、期待をしておりました村民の法事利用、コロナ禍後に増えるかなあというふうな思いも当初ありましたが、コロナ禍を経て、むしろ利用の減への流れというふうに世の中のあれがなってきておりますし、こういった面でこれに代わる何かをこう工夫をしなければというふうに考えております。そして、今後の上積みそういった策としては、福祉サービスの高齢者の入浴・憩いの場作り、いろいろ提案もいただいておりますけれども、そういった利用も検討してございますし、抜本的にというか、元に帰って、何があなくても、こまめにくろさき荘に寄ってもらうということから仕掛けて、そして、これが食事会とか、宴会の企画、営業へとつながっていくといったようなことで、地元の分の増収を図っていかなければというふうに思っております。足を運んでもらわなければ増収にはならないと。地元の人の場合、特にもそういうふうに思います。</p> <p>また、観光利用面ですけれども、英国誌「タイムズ」でございますけれども、これで予約が少し増えております。トレイル・ハイカーや、あるいは開催を検討中といったようなことでありますトレイル・マラソンといったようなこと。あるいは、これも企画段階にはございますけれども、7泊5日で10組限定で、家族自然体験ツアーを東京の方から呼んでくるというふうな、そういった新たな企画にも取り組んで、力を入れていかなければというふうなことでありまして、そこらをしっかりとやって、目に見える増収策を実行して、収支改善の成果をしっかりと上げていかなければというふうなことであります。</p> <p>今回、金子議員さんには、増収策としての一策として、施設の一部をセレモニーホール会場として活用しつつ、村民の利便向上にもつなげていったらというふうな、ありがたい増収策を含んだ、サービス向上も含</p>
--	--	---

	<p>議長 金子議員</p>	<p>んだ、ご提言をいただいたわけでございまして、心からの感謝をさせていただきますが、まずは、大変に申し訳ないですが、次の年度いっぱい、あるいは今年いっぱいですね、収支改善への取り組み、これをしっかりと固めたいと、現状を踏まえた場合固めたいというふうな考えでおりまして、その後に検討を深めさせていただくというふうなことで今考えておりますので、何卒ご理解をいただきますよう、お願いも申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番金子泰男議員。</p> <p>ありがとうございます。ただいまくろさき荘について質問をさせていただきました。ご存じのとおり、平成になってから4年間は収支は黒字といったような部分でとおっておりますけれども、その他がなかなか収支が厳しい状況といったような状況でございます。しかしながら、村としては毎年いろいろな施策を取り、努力を取りつつもなかなか結果が出ないといったような状況にもございます。しかしながら、この施設があることよってのメリットというものは、観光面はもちろんですが、いろいろな分野において、プラスになってきていること、事実であるわけでございます。そういった中で、今国内はもとより世界中で大きな自然災害が多発している状況にもあります。我々地域でも、いつまた大きな地震、また津波等含めた大災害が起きてもおかしくないといったような状況にもございます。そういった時、このくろさき荘、この施設は避難者の受け入れもできる。そして、いざとなれば内外避難者の受け入れ対応もできる施設であるわけでございます。そういった観点からも、私はこの施設は村民にとって本当に大事な大きな役割を担える施設でもあると思っております。私はこの施設は、本当に今経営が厳しいんだけど、本当になくしてはならない、困る施設でもあると思います。そのためには、やっぱり観光客誘致はもちろんですが、村民のみなさん方からも利用していただく。そして村民の皆さんが、この施設は本当に必要なんだと思えるような、そういった施策をひとつずつでも村も我々もこの努力をして、前に進めていかなければならないと思っております。そのひとつの施策として、セレモニーホールをどうかといったようなことで、今回質問をさせていただきました。私は今、なにもこの整備といっても、大きな予算がかかるわけではないと思うんです。観光客の減少によって、空き部屋等があるわけです。その空き部屋1つ、1つで足りなければ2つを1つにする。そして村で独自で祭壇さえ準備しておけば、それで村民の皆さん方に活用していただく。利用していただく。そのことが、この施設の料理等にも使っていただけると。このように思います。今近くて、野田村、久慈市まで行かなければセレモニーができないといったような状況にあります。他の地域に行きますと、他の料理等を使うことに</p>
--	--------------------	--

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>もなる。せっかくこういった村に立派な施設があるんだが、その施設を利用しないで他の地域に行くといったようなことでは、これから本当に大きないろんな施策を取るにしても、なかなか前に進んで行けないような状況だと思うんです。是非とも、やっぱり私は、昔の賑わいまでは戻せないにしても、少しでも賑わいが戻るように、前に進んでいくべきと思います。このくろさき荘の本館の開業が昭和39年に開業しております。それから今年度で60年ですか、間違っていなければ60年。そうすれば、その当時の賑わいまではいなくても、60年の半世紀以上の歴史があります。是非とも、普代村のために、この施設を頑張って存続をさせようというような意気込みを持って、村民も村当局も、いろいろな施策を前に進めていただきたいなあと思いますが、再度村長さんからお聞かせをいただきたいです。それから、令和に入りまして、元年度が宿泊者ですね、8,100人。そして2年度が7,100人、3年度が6,000人、令和4年度が5,000人、そして5年度が4,000人。約1,000人位ずつ宿泊者が減ってきている。それに併せて物価の高騰と。そして燃料等の高騰。ダブルのその影響を受けている。本当に今一番厳しい時ではないのかなあと 생각합니다。何とか、ここが一番厳しい状態を乗り越えるといったようなその意気込み、いろんな手立てをとって、前に進めていただきたいんですが、再度お聞かせをお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれ、増収策にもなる、そして村民サービスにもつながるといふようなことでの提案。そして、お客さんが増えれば賑わいにも。あるいは、くろさき荘があること自体で賑わいにも。あるいは、村の全体的な前進にも関わるといったようなことのお話し、そのとおりだといふふうに思っております。全てはくろさき荘自体の、村1つの施設の多様な役割というか、村全体への効果といったものからの皆さんのご意見というふうなことで、受け止めさせていただいております。ただ私が欲張りなのかあれですが。慎重なのか、慎重ではないですけども、欲張りなのでしょう。大切な施設で、なくしてはならない施設ではあるにしろ、それをこうやっていくためには、やっぱり村のそこに投入するお金の、何て言いますか、許容範囲のある程度見定めながら、なくするのではなく、そこで1回立ち直ったというような、こうなんっていか欲張りなので。その姿が見えた中で次のステップに行くようであれば、皆さんの理解も進みやすいのかなあといふふうなことでの思いもありますし。今すぐ、その分も続けて投資したり、進めていくとなると、またこうなかなか村民の皆さんの理解のこと、ひいては利用のこと。あるいは立ち寄っていただけることにもこう影響もしてもならないといったようなことで、先ほどお話ししたように、まずは今年い</p>
--	----------------------------	--

	<p>議長 金子議員</p>	<p>っぱい。あるいは6年度いっぱい。そういうことに目途を付けさせていただく中で、お話しのセレモニーホールの必要性については、前々から思っていましたので、極端に申せば、くろさき荘がいいのか、あるいは別な場所で、新築でも、何か別な方法でもいいのかといったようなことの議論もありますけども。いずれくろさき荘についてはお許しをいただいて、今年いっぱい。そして今年度いっぱい、何とか思ったような経営改善の形が少しは見えてきたなあというふうなことがでてくるようなかたちに進めればなあと思っております。タイムズのことでも4月からトレイル・ハイカーの予約がいっぱい入ってきておりますし、それはタイムズ効果だと思えます。あと10月頃までのいろんなイベント等といえますか、古い車を愛する会とか、あるいは何かいろんな会があるのの利用等で、30日間だか、40日間すでに満員の時もあるんですね、少しなれば希望がわくかなあといったような状況でありまして。いわゆるこの利用減に底が打てたのではないかというような感じにも思える兆しもある。何とかこのところで、少し最後の取り組みと私は表現をしておりますけども、いずれそういったことを踏ん張って見て、目途を固めて、そしてそれから、威張ってではないわけですが、「こうなったので、これも少し考えてける」というふうなことで、お願いをしていければなあというのが気持ちでございますので、すみません。何とかご理解をいただければと思います。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれにしても村当局では、それなりに努力をしているといったような部分は感じます。いずれこの施設を何とか観光客がある程度来て、そして村民の皆さん方も、くろさき荘を利用するんだといったようなひとつの施策を。いろんな施策があると思います。私ひとつの案として、このセレモニーホールと出したわけですが、やっぱりくろさき荘を何とかしたい。例えば、今年度の繰入れが3千万であれば、その半分にしたらどうなんだと。それくらい大きな、前を向いて行くような施策を。今年度はこれをやる、次はこれをやるといったような、本当に実のあるような施策を持っていかなければ、なかなか観光客だけ誘致というのには、なかなかこれからは厳しいと。普代村だけではないと思うんです。沿岸、近村が全部が厳しい状況というようにも聞いておりますけれども、そういった中でも、何とかこの1つずつの施策を持って、くろさき荘を存続、60年続いたくろさき荘を存続をするような、何か皆さんで考えて前に進んでいただきたいなあと思います。そしてやっぱり、今日は担当課もおりますので、60年なんです。60周年と。くろさき荘でも先回5年度は、アワビの安いやつを買って、たくさん何十キロもあると思うんです。やっぱり夏場に1人に1個ずつ付けるような、</p>
--	--------------------	---

		<p>何かそういった大きなイベントも村長さん考えていただきたいなあと思います。やっぱりその取り組みが、本当に前に進む取組なんだと思えるようなその、少し前に上がるような取り組みを取ってもらいたい。そしてくろさき荘をなんとか存続させていただきたいなあというように思います。我々も、いろいろな部分で村民と一緒にあって、村民が使えるような活動をしていかなければと思っております。村当局にだけやれと言ったって、なかなか厳しい。村民がそれなりに前に進まなければならないわけですから、一緒に取り組む方向で、何とかいろいろな案を、若い職員の皆さん方からも出してもらって。この一番厳しい時期だと思うんです。物価高騰、燃料高騰、そして観光客の大きな減少といったような部分で。この一番厳しい時を何とか乗り越えると、そういった意気込みで頑張っていたきたい。再度お願いします。</p> <p> 榎屋村長。</p> <p> ありがたい激励から、ご指導をいただきました。いずれ、思い同じくしておりますし。また多くの村民の方々のそういった思いを共有していただけるように、まずは新年度頑張りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p> 1 番金子議員。</p> <p> ありがとうございます。このくろさき荘の関係はこれで終わりますが、何回も繰り返しますが、いずれ前進あるのみというように思います。是非ともそういう思いで、村民と一緒にあって頑張っていたきたい。以上一つ目の質問を終わります。</p> <p> 1 番金子泰男議員の2つ目の質問を許します。</p> <p> 1 番金子泰男議員。</p> <p> それでは、2点目の質問をさせていただきます。</p> <p> 新魚市場完成後の漁業振興と、漁業の元気に向けての施策はどのように進めていかれるのか質問をさせていただきます。</p> <p> 今現在、村の水産業はメインのサケの大不漁に始まりワカメ、コンブ養殖の不振、磯漁にあっても磯焼け等の影響を受け、漁師の皆さん、漁業を続ける意欲も低下している状況にきつつあるのではないかと思っております。今後、漁師の皆さんが水産業に希望を持てなくなり、漁業離れにつながるものが懸念をされるわけですが、漁業のこういった問題は、漁業協同組合の仕事であるとは思いますが、村の産業振興といった面から、今までも村として、水産関係には大きな力を注いできたわけですが、このように漁業全般にわたっての不振を、漁業振興を進めていくうえでどのようなお考えのもとに進めていかれるのかお聞かせいただきたい。</p> <p> また、新魚市場が令和6年度完成予定であります。定置網等も少なくなり、市場水揚げ金額減少も考えられるわけですが、今後魚市場の維</p>
議 長	榎屋村長	
議 長	金子議員	
議 長	金子議員	

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>持管理が厳しくなることも想定、予想されるわけで、その際、村としての対応はどうであるのか、見解をお伺いいたします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>金子議員の新魚市場完成後の漁業振興と、漁業の元気に向けての施策についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>議員お話しのとおり、本村の水産業全般の状況は、震災からの諸施設の復旧は順調に完了させていただいたものの、震災前からの問題でした漁業者の高齢化と後継者不足による労働力全般の減少が、より進行しまして、これによりましてなかなか厳しいといった中に、さらに近年、主要魚種の極端な不漁、燃料などの操業コストの高止まりといったようなことで、益々厳しい状況が続いておると、厳しい状況に置かれておるといふうなことでございます。そして、このような状況が、今後中期的にも続くようであれば、議員お話しのような、深刻な事態にもつながることから、当面の5年間の漁業振興策として、漁業者の所得アップを最終目標とし、その収入向上とコスト削減に向けた計画であります、「浜の活力再生プラン」を策定をし、漁協さんと村が再生委員会のメンバーに、県北広域振興局水産部がアドバイザーになって、懸念される事態の回避に向けての取り組みを進めているところであります。この取り組みの、令和6年度の主な取り組み内容でございますけれども、項目だけでお話しさせていただきますけれども、養殖漁業の生産性の向上といったこと、それから地域水産物の付加価値の向上といったこと、それから資源管理これの推進、それから担い手対策をより強化するといったこと、そして新たな増養殖の推進についても検討を行ってまいるといったようなことですし、それから支援措置、いろんな助成措置を含めまして、県の水産業リボーン宣言というものと連動をさせまして、漁業者の皆さんが活力ある浜で、夢と希望を持って働けるようにといったような内容で、それを目指しても取り組んでいくといった内容となっておりますのでございます。是非、関係の皆さまの丸となつての取り組みが求められている事案ということでございますので、ご理解とそしてご協力のほども、お願いをさせていただいております。</p> <p>次に、新魚市場での鮮魚の受け入れ金額の減少により、受入手数料も減収となりまして、漁協さんの維持管理が厳しくなった際の村の対応のことでございますが、鮮魚部門の水揚の状況といたしましては、令和4年度までの10カ年度の平均が、1年度7億5千万円というふうなことになることになってございます。うち、令和元年度から令和3年度までの3カ年度が平均1年度4億5千万円前後といったようなことで、お話しのように極端に不漁でございます。ただ、ここにきてですね、令和4年度が6億6千万円と。それから今年度がやや終わりになりますけれども、7億2千万円</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 金子議員</p>	<p>の見込みといったようなことで、少し伸び気味でもあるといったようなことでございます。加えまして来年度、休みになるといったような2カ所の漁場合わせての水揚でございますけども、ここ5年度間の平均が2カ所を合わせて、1年度、2つで3,700万円といったような状況になっておるところでございます。現状としては、こういった状況ということでございます。議員お話しのとおり、受入手数料自体は減少すること、そのとおりあり得るわけでございますが、新魚市場の運営がこれまで同様に、漁協さんの全体事業の収支に支えられていく中で、直ちにその維持管理が難しいといったような状況にすぐなること、私としては考えにくいというふうに思っております。ご指導のあったように、国・県・村など連携をしまして、諸々の漁業振興策これに取り組むわけですし、その段階、状況に応じて、国も県も、村はそのとおりついていかなければならないわけですけども、いろんな取り組みを支援をしていくといったようなことになっていくというふうなことにもなろうかというふうに思いますが、いずれ、新魚市場の運営そのものも、浮き沈みといったものは当然そのあるわけでございますけども。そういったことが想定される中であっても、しっかりとそういう国・県、あるいは漁協さんで支えあって行く中では、漁協さんの魚市場運営も、あるいは漁協さん自体の運営といったものも、しっかりと持続をしていくものというふうなことで考えさせていただいております。以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。令和6年度に完成予定でありますこの魚市場の完成後の漁業振興と漁業の元気についての施策について、答弁をいただきました。本当に村の大きな産業でございます。この定置漁業、普代村大型定置9ヶ統といったようなことですが、本当にサケの大不漁といったようなことで。特にも生産組合、非常に厳しい経営状況といったようなことでございます。ワカメ、コンブ養殖に関しましても、なかなか毎年安定しない操業といったようなことで推移をしております。そういった中で、この定置漁業が本当に普代村のメインの産業であるわけですが、今後においても高齢化、あるいは水揚げ減少はもちろんです。働き手不足、水夫不足ですね。これによって生産組合を維持できないといったような生産組合が、今後においても出てくるかも分からないわけです。もうすでに大型生産組合が解散をしている状況にもございます。そして、ワカメ、コンブ養殖に関しましても、高齢化、そして働き手不足、本当に今担い手以上に働き手不足が深刻な状態と。そういったような状態にございます。そして、なかなかそういった働き手不足によって、養殖事業を今後も続けることが本当に厳しいんだといったような声が多々聞こ</p>
--	--------------------	--

	<p>議長</p>	<p>えてきます。まだ70代といったようなことで、普通であればまだまだできるんですが、働き手の問題で辞めざるを得ないんだと、いったような声が出てきている状況でございます。これからそういうような状況の中で、なかなか明るい材料が見いだせない。そういうことで、今後大きく漁業離れにつながっていくことが、本当に懸念をされるわけですが、本当に村として今後漁業振興を進めていくうえで、大変厳しい状況に直面するとも思うんです。これからの漁業振興は、もう少し研究をしていかなければならないと思うんですが、こういったことでのその漁協さんとの、やっぱり話し合いといいますか、そういったことが行われているとは思いますが、どういう中身で話し合いをしているのかどうか。話し合っているならば、お聞かせをいただきたいなあと思います。また、今地球温暖化、そういった影響。そのことによって海の状況が非常に変わってきていると。養殖事業の在り方、そして漁業全般にわたって専門家の方々から意見を聞く場等を設け、漁業者の皆さんと意見交換といったような場を、今後の漁業振興の中で、できないものかどうか。そういった取り組みも漁協さんと一緒になって進めていただきたいわけですが、この点について、いかがお考えかお聞かせをいただきたい。そして、今後本当に10年先、15年先ということは、漁業者が果たして生産組合が10年先にどれくらい存続、継続して操業しているんだろうかという心配。それから、養殖事業者がこれから10年先、15年先どれくらいの家庭が養殖事業を継続しているんだろうといったような、大きな心配と懸念を持つわけでございます。といいますのは、同僚議員も質問いたしました、2050年には国立の人口圏の推計によりますと、働き手15歳から64歳までが340名と推計もされております。そういった中で、果たして漁業者が、どれくらいこれから25年先でなくても、10年先に定置漁業であろうが、養殖事業であろうが働いているんだろうかという大きな、村として心配と懸念を持つと思うんです。そういったその中身を、もう早くはないわけで、漁協さんとのいろいろな話し合い、交渉の中で、もうこれからは新しく担い手が漁業者として出ても、1人で養殖事業をやるということも厳しい時代にきております。それを養殖が、例えば共同でできないんだろうかと。自営定置のような格好でできないんだろうかと。果たして、今度生産組合が次々と解散するような状況になれば、2つが1つになって、1つをできないんだろうかといったような相談が、果たしてなかったのかなあというような、大きな懸念も持つわけですが。これはなにも村には、当然何の責任もないわけですが、そういったそのやっぱり、村に直結する収入なわけですので、是非とも漁協さんとそういうその方向で向き合った話し合いが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>梶屋村長。</p>
--	-----------	---

	<p>梶屋村長</p>	<p>お答えをさせていただきます。まず、そっちこっちになるかもしれないですけど。まず定置の部分 2 ケ続ですか。来年度といったようなことにつきましては、当然、組合長もいろいろ、あとの話しだったようですが、いづれもうやめることになったからといったような話しの中で振興局につないだり、いろんなこう取り組みは、組合にとっても残念なことなので、やっておりますし。それから私も部長には、言い方は悪いですが、その漁業者だけの責任でない分もありますよと。要するに主力漁の減とか。それから特にスイクダのことは、平成 3 年頃から頼んでるんでないかと。さっぱりやってこないで、そしてまたなつてで、どこの研究所だというまで、知事さんにもしゃべったわけですが、そういうことでいづれ、しっかりやってもらわないば、漁業はということで、網の定置のことについても、何か支援はないのかということをや直しゃべりましたけども、やっぱり私がいつもここでしゃべっているように、前向きな、議員さん同じように、2 つを 1 つにする際の、いろんなこう設備とか、そういったのについてだいたいは可能性はあるども、頑張る漁業の中ではちょっとその、単にやめるからといったようなことはできないというふうなことで。まあ確かにそうだなあと思って。そういったことも諦めてございますけども。いづれ事情は漁業者の減少といったのは、議員さんお話しのように、何よりもの原因といったようなことであります。それから、その上に、そのなんぼう漁業者を増やして取り込んだって、子供も育てれない、日に日の生活もできないような漁業では誰もみんな離れてしまうと。いうことですので、やっぱりしっかり生活できる漁業でなければならないということが、なかなか今のその自営定置さん以外でいうと、なかなかそれが可能でないとといったような状況が、主な要因といったようなことでございます。それで、そういったことはやっぱり、労働力不足、せつかく単価はいいわけですが、共同で何とかやればというふうなことも、組合長も自営のことも考えたり、あるいは私の方から共同化のことも話ししてはいるわけですが、実際にこう漁業者に聞くと、「できない」というふうなことで。何か無理やり強制にやらせるものではないため、「できない」だれば、それ以上はなにもあれなわけですが、何か良い、何ていうか模範的なものを一回出さなければなあとといったようなことでもいるわけですが、いづれ、その部分にも打つ手がないなあとといったようなことで、大変苦勞しております。あと、市場の件については、いづれは誰も考えるでしょうけれども、隣近所で、市場の運営が、おら方だけ魚も減ってるわけじゃないですので、減っていけば、成り立たないところも出てくれば、再編も出てくるでしょうし、それから搬入も出てくる。それはどこさ搬入するか、どこさ持っていくとかいえば、やっぱり私だいたいは新しい市場さ。ちゃん</p>
--	-------------	--

	<p>議長 金子議員</p>	<p>と衛生管理ができたところに、できるだけ高く売れるところに、持って来れるような工夫になっていけばなあといったような思いでもあるわけですが、いずれそういったこと、個々状況を段階的に取り組んでいって、これまでの漁協さんでも、あるいは村の役場ととか、いろんなことで取り組んできた基盤とか、いろんな手法とか、そういったものを何とか次の世代にもつないで。特におらほうの場合は、主力が漁業ということで、漁業が駄目になれば大変な事態ということ、お話しのとおりでございますので、それに向かって取り組んでいかなければならないというふうなことで思っておりました。いずれ、組合長さんとも度々お会いする中で、いろんなこともお話ししたりといったようなことをしておりますので、何か良い工夫のできるような取り組み等々をまた一緒に考えながら、あるいは漁業者の方々とも相談をしながら、取り組んでいくようにしていきたいなあというふうなことで、思っておりました。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれにいたしましても、今の現状、この定置漁業の解散というものは非常に私個人としても大きなショック。そして将来にこれが続いて、生産組合がどれくらい残っていくんだろうという思い、切ない思いがするわけでございます。いずれ今後は、やっぱり漁業振興を進めていくうえで、今までは目に見える形の漁業振興といったものに力を入れてきたわけですが、見えないその研究の方にも進んでいるんですけども、まだそこが、研究の方が前に進んできていないと。いろいろやっぱりこれからは、漁業者は減るんですが、減った漁業者が10年先、15年先にも生計が立てられるような、普代村はワカメ、コンブ養殖です。海水温が1度2度上がっても、それに耐えうるような種苗ができないんだろうかといったような研究。あるいはスイクダが、なぜこれが付くんだろうかといったようなそういった研究。漁業振興の中で普代村だけでできなければ、県も巻き込み、そして県で出来なければ国にも陳情しながら、そのそういった研究をしていただくと。これが一番。今、自然に任せてやっけては、なかなか商売ができません。特にも、今は鳥にもワカメが被害を受けると。今まで鳥の被害というのは、なかなか目に見えてこなかったんですが、鳥の被害もすごいものがあるんです。だから、それをやるには、どうしたらいいかといったような漁業者同士の、村の漁業振興の中で集まりの場を持って、皆さんで話しを出しながら研究をしていくと。そこに研究者も呼んで一緒に話をしていくと。そういったような、形のものでなくて、そういった研究を今後のためにも進めていただきたいなあと思います。やっぱり、私、事務局から鳴門のワカメの情報を取っていただいたんですが、やっぱり研究者の結果がでているんですよ。この結果が。一部だけ紹介をさせていただきますが、</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>収穫できる時期が、すごく短くなっていると。これは普代村にも本当に同じです。昔は、4月の末、6月でもワカメを取った時があります。今は本当に遅くなればなるほど物が悪くなるといったような状況。これもやっぱり海水温の上昇だと。それから、これは徳島県の水産研究課の、専門研究員がお話しをしているんですが、ワカメの場合は、栄養塩レベルが下がってくると、ワカメの葉っぱの色を維持することができなくなる。これも研究の成果。そして、今後益々ワカメ養殖には厳しい環境になっていくんだと。養殖する若い漁師がたくさんいる中で、鳴門ワカメといったブランドを守っていくためにも、私たち研究者は研究を続けていかないといけない。そういったような取り組みを、何とか村でも、村長さん強くそこの部分を発信をして、こういった研究を。話しをしていただきたいわけですから、なかなかこれは、村単位でできないわけですから、やっぱりいろんな、村長さんは出張等で県にも行く、東京にも行く、いろんな部分でこういった研究をしていただくような方向で、話しをしていただきたいなあと思います。それから、やっぱり人口が減ると同時に、漁業者は減ってくる。漁業者が減ると同時に、担い手だけでなく、働き手不足が本当に深刻。何回も言いますが、やっぱり、やりたくても一人では養殖事業はできないんだと。そういった漁業者がすごくおられます。今、声を上げて。本当は自分ではやりたいんだけど、働き手がないんだからもうできないんだといったような。本当に切ないような声を聞くわけですから、何とかそこらへんも、これは漁師だけに限らない、いろいろな水産会社等にもあるわけだろうと思うんですが。そういった部分も、先ほど言った、じゃあ個人でできないなら共同でやったらどうなんだといったようなその話し合いが、なかなかここでは馴染まないのか。その他では、田野畑さん辺りではそういう共同、養殖等はやってるところもあるんです。そういった部分で今後やっぱり、村としても漁協さんと話しをして、やっぱり漁業者を残すためには、そういった部分までも話しをして、アドバイスではないですが、意見交換をしていただきたいなあと思いますが、最後に村長さんお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>そのような取り組み確かに必要でございますので、いろんな人たちがワカメならワカメ、コンブならコンブの人たちが集まっての、いろんな研究。あるいはそこへの指導といったようなそういった機会を設けて、出来るだけ努めさせていただきます。あと、余談にもなりますけども、組合長と話した事の中には、「何してワカメは、女性が行って稼がれないのか、沖さ行って。」って、しゃべったこともあるんですけども。今、足んないという時に、やっぱり魚のこと、網はちょっと無理だとしても、「別に女性が行って稼いでも良いように、こうあれして、そういうふう</p>
--	--------------------	--

<p>休 憩 再 開</p>		<p>になったら。」ってしゃべれば、「今度は陸があれだべえや。」と。それも そうだなあ、といったようなことで、意見交換はしていますけども。少 し労働不足に対しても今までの殻を割るような、共同のことも、私の の勝手な女性のことでもあれですけども、今、普通の男の人よりも頑張 って働く女性もたくさんいますので、そういったことも視野にも入れた り、しゃべり合っていく中で、やってみてもいいのではないかというふ うなこと、余談でお話しましたけども。いずれ、そういったもろもろの ことを話し合いながら、進めてまいるように、お話し参考にして取り組 んでまいります。</p> <p>(「終わります」と、金子議員)</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で、1 番金子泰男議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、20 分まで休憩したいと思います。(14 : 13)</p>
	<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14 : 20)</p> <p>次に、5 番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>5 番中上一登議員。</p>
	<p>中上議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p>	<p>5 番中上でございます。</p> <p>質問に入ります前に、1 月 1 日の能登半島地震から早いもので 2 カ月が 経過しております。亡くなられた方々のご冥福と、未だ 1 万人以上とい われております避難生活を強いられている方々の落ち着いた生活が取り 戻せることを、お祈り申し上げます。</p> <p>それでは、通告に従いまして質問させていただきます。</p> <p>村長に、排水ポンプを活かす河川管理についてと題して質問をさせて いただきます。能登半島地震により、改めて道路網の重要さも感じたと ころです。その道路網は水害によっても寸断されます。</p> <p>度重なる元村の水害対策として、ようやく排水ポンプが完成いたしま した。ご承知のように排水ポンプは河川が氾濫しない場合に役立つもの です。そのため、川の水位を保つために浚渫や嵩上げが必要であろうと 思います。河川管理について、上流の方から浚渫工事を定期的に行うこ とを以前にも提案させていただきました。県の令和 6 年度の当初予算で は、河川改修事業費に 38 億円を割いております。普代川の河川について、 県の動向や今後の村の方策をお伺いいたします。以上です。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>中上一登議員の排水ポンプを活かす河川管理についての、質問にお答 えをいたします。</p> <p>まずもって、議員各位の積極的なご協力により、普代の沢砂防堰堤と、 そして上区地区排水ポンプが完成しましたこと、改めて皆さまに御礼を 申し上げます。</p> <p>さて、県の河道整備事業でございますが、令和 2 年度に普代川と茂市</p>

	<p>議長 中上議員</p>	<p>川で、前年の台風被害の際に堆積した土砂の、集中的な撤去工事を、また、令和3年度までかけまして度々浸水をする、旭日区のフラップゲート付近の土砂体積の撤去も行っていただいております。ただ、その後の、令和4年、5年度は、通常の維持管理の中での対応といったことで、維持管理していただいております。そして、令和6年度予算では、これもまた同様に、個所付けはされずに、巡視により状況の把握を行い、緊急性と事業効果の高い個所から、集中的に実施するとの内容となっております。私どもには、残念な限りの内容でございますが、いずれ、今後も県に対しては、個所付けしての県の取り組みについて、要望してまいりたいというふうに考えております。次に、村の取り組みでございますが、令和4年度は沢川河口の土砂撤去、令和5年度は大沢川河口の土砂撤去と、行ってきてございます。令和6年度につきましては、例年の土砂撤去と障害物除去に加えまして、上の沢川の左岸の護岸整備、5千万円を予定させていただいております。また、今後のことでございますが、いずれ、普代川、茂市川の河道や河川水門の整備のこと、それから普代川右岸側の、右岸側と申しますと、排水ポンプの向かいの付近、あそこら辺の河川護岸の整備のこと、さらには、普代インター出入り口の大雨時等の簡水状況を確認しての対応といったことの検討を、県に引き続き要望を続けてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>特にも、最近、県管理河川の上流域での大規模な森林伐採も行われております。急激な増水被害も懸念をされますので、早めに、河道整備いただくよう、要請してまいりたいというふうに考えております。是非引き続きの、要望活動などに、この部分県の方々とか、住民の方々が一緒に行つての要望というのは、どうしてもインパクトがあるというか、こう強みがありますので、是非お力添えもお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>ありがとうございます。県の要望が、去年の8月にあったわけですが、今村長がおっしゃられたように、茂市川の方はB判定で、実現に向けて努力していただいているところではあります。ただこの中に、県の方の、茂市川の方の件にありますけれども、事業効果があるところからとありますけれども。この事業効果っていう意味はどういうものか、我々には理解できない。その効果が出るのは、大雨とか、災害があった時出るわけですね。その結果、被害にあつてのわけで、その結果としてこうやってまあ県に要望しているわけですから。この事業効果の基準っていうのは何なのかって、もしわかれば教えていただきたいです。それと、今実現に向けて、茂市川の場合は努力しているということです。</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>けども、いつになれば、A判定の趣旨に沿って、措置したものという回答が出てくるのか、時期的なものを伺っているのか、お伺いします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをします。まず事業効果のことですけども、正直その、何ですかこう財産とか、命とか守るのに事業効果、私も納得がいかない実は。やっぱりその被害が無くなるのが一番の事業効果であり、そしてその被害が出ているために、そして度々出ているためにお願いをしているんだどもと。何でだろうなあというふうに思いますが。やっぱり、県の考え方とすれば、これはうがった見方というか、あれですけども。10人の被害のどこよりも、100人の被害のどことか、そういったことを間違っって考えているのではないかなあというふうに思います。結局、市町村の何ていいですか、その規模等によつてのこの被害の甚大さという、与える影響といったようなことを考えれば、我々のとこだって、10軒の家が沈めば被害率は、例えば大きい所で、1,000軒、床上浸水した以上になるわけです。そういったことを考えれば、少しこうなあというふうな思いしております。それから、すみません、2問目について、ちょっとメモし忘れましたので、もう1回教えていただければ、2つ目の。</p> <p>(「A判定はいつ頃になるのか」と、中上議員)</p> <p>このA判定については、その内容にもよりますけれども、いずれ間違いなく翌年度からそういった取り組みが始まるというふうに認識をしております。ただ、その事業によつて、準備に少し1年かかるものもあつたり、2年目で着工できるものもあつたりと、いろいろあるようですけども、いずれ最優先の取り組みというふうなことで、A判定は理解しておりますし。他の町村の言い方をすると、Aは1つもない、Bも1つもない、C以下ばかりだとみんな怒るわけですけども。いずれAもやっぱり各市町村にあつて。せつかく知事さんが要望を聞くのだから、事務方もそれなりにこう事業を進めるようにしてて、取り組んでいくべきでないかなあ。そうするにはやっぱり、A判定もやっぱり、率ではないどもある程度ないば、やっぱりうまくないなあというふうな思いで。たまたまうちではA判定が3つくらいですか、あつたようでしたけれども、ありがたく思っているところでございます。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>その事業効果については、たぶん大きなまちから優先度、たぶん自由に付けているんだろうなあというのは予想がつきますけども。ただ、達増知事は今度は小さい自治体を、とにかく助けていかなければならないというようなことも言っておりますので、是非この機会に、早い段階でそういった状態に持っていただきたいと思ひます。それとですね、この普代川の方については、残念ながらC判定なわけですけども。さっ</p>
	<p>議長 中上議員</p>	

	<p>議長 長 梶屋村長</p>	<p>きポンプの向かい側の護岸とか、右岸側ですね。あそこは住民によれば、水がそこから斜めに、川床が斜めになってるんじゃないかっていうような言い方してましたけども。聞いたところによると、診療所は30年経ちましたよね。30年以上経ってると思うんですけども。そこに診療所を建てる時、県の言い分が、「こういう危険な所に、川の整備もされていない危険な所に、近くに診療所を建てるわけにはいきません」と、最初は認めなかったという話しを、ちょっとちらっと聞いたんですよ。当時の村長が誰だったか分からないですけども、何とか強引に建てることにして、村長の方がずっと詳しいかもしれませんが、建てることにして、その後で整備をしよう。というような形だったように聞いております。若干違うかもしれませんが、もう30年も経ってるわけですよ。今度の調査のあれには、現状調査をしてからうんぬんって書いてあるんですね。C判定のところに。もうこれいつになるのか。今Cってということは、また30年も待たされるのかっていう話しになるのではないかなあというふうに思うんですよ。今度排水ポンプができたわけですよ。排水ポンプができたということは、要は川の整備もしなければ、要は役に立たないわけですよ。それがなんで、排水ポンプは良くて、護岸工事はC判定なのかっていう。そのちょっと矛盾しすぎてるんじゃないかなあというふうに思うんですよ。国土交通省の基本計画というのが、たまたま見たのであったんですけども。河川整備基本方針、河川整備計画というところに必須となって、「河川計画の策定にあたっては、河川の有する治水機能、利水機能、環境機能の調和に配慮しつつ、総合的な土砂管理等についても必要に応じて配慮するものとする」とあります。これ、完全に調和に配慮してないわけですよ。全然、不調和ですよ。ポンプだけあっても、川が増水すれば、ポンプは使えないわけですよ、全く。そういう意味では、全然調和が取れてないと思うんですけども。そういったところは、市町村要望ではどうなんですか。県の考え方は。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをします。まず、少し余談にもなるかもしれないですけども、診療所の所の件については、確か私も河川区域さ入って建てた付近については、護岸工事等々のあれはやらないというふうな、前、脅しもあったようにも聞きますけども。はあ年数も経ってるので、きっと今はないはずですし、現に水道付近のところで、それから高齢者のところで若干ね、護岸の工事もやっておりますので、そういったことはなく、やれる状況になれば、やっていただけるものというふうに思っております。あとは、どうやってそういった要望を重ねたり、いろんな陳情を、あるいは仕組みとか、環境を整えて要望するかというふうなことになるわけですけども。いずれその分は、いろんな人を使い、あるいは、住民の方々</p>
--	-----------------------------	---

		<p>と一緒に、議員さん方と一緒に、上の人たちも使いながら、というふうなことでやっていくしかないのかなあというふうなことで思っております。そしてですね、あの排水ポンプの向かいについては、実際に知事さんに、その向かいなので、そこから排出すれば、氾濫しますよというふうなことでの説明はしておりましたけれども。やっぱり少し説明が不十分だったのかなあといったような反省もします。そのとおり、一生懸命排水すれば、このこっち側ではどうしてもその水が超えてくる。あるいは、堆積土砂がいっぱい出れば、排水してもそれだけ河道が下がらないので、超えやすいといったようなことをございますので。しっかり次年度の要望では、そこらへんの部分も説明をしていきたいなあというふうに思っております。まああの、重点項目を3つ、4つ集中的に相談する時間もありますので、その際には新年度必ずこの部分も入れて、可能な限り、説明を強めて、普代が沈没してしまうというふうなことまで、しゃべるようなあれで頑張ってみたいなあというふうに思っております。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>できれば、市町村要望以外にもそういった要望していく場があればいいなあというふうに思っておりますので、そういう場があるようであれば、強力に弁のたつ住民の方も一緒に参加していただいて、何とか実現させていただければというふうに思います。</p> <p>あと、この防災工事とか、この公共工事っていうのは、もちろん防災の意味もありますけども、経済循環という意味も多分あると思うんですよ。今もちろんそれ大事なことなんですけども。この昨今の政府の方策は、なるべく、財政をまず第一に考えて、財政の次に、国民、地方は後回し。財政が一番大事なんだよと。それ以外の土木工事はどんどん減らして、そして地方の土木関係会社は消えていくと。そして、能登半島のように大きな地震があった時、いざ復旧工事になろうとすれば、業者が足りないというような悪循環を繰り返しているような感じがするんですよ。まず、危険が分かっているものですので、最近は特に災害が多い。そうでなくても日本は災害大国と言われているにも関わらず、そういった業者がなくなっていくような政策をずっと取ってきていると思うんですよ。これはもう人災ですので、何とか県への働きかけをもっと強くやっていっていただくようお願いいたします。この件についての質問は、以上で終わらせていただきます。</p> <p>中上議員の2つ目の質問を許します。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>2つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>義務教育学校を村の活性化にということで、村長にお伺いいたします。義務教育学校が令和9年度に開校予定となります。その一方で、子供</p>
	<p>議 長 中上議員</p>	
	<p>議 長 中上議員</p>	

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>の数は減少していく可能性が高く、果たして建設の必要があるのかとの住民の声もあります。個人的には、東日本大震災直後にも重要視されなかった学校の位置が、より安全な位置に建設されることは大きな意義であると思います。しかし、中心部や住民から遠くなることによる益々の村の過疎化感拭えません。義務教育学校が核となり、普代村のコミュニティーにつながっていくことを願いますが、村の将来像としての義務教育学校の在り方について、村長に考え方をお伺いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>中上議員の義務教育学校を村の活性化にとの、ご質問にお答えをいたします。</p> <p>議員お話しのとおり、義務教育学校には、その整備計画のコンセプトにも掲げている、子どもたちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核として、村の活性化の新しい力ともなっていていただくことが期待をされておまして、その方向に向かっての取り組みも、着実に進めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>ご質問の内容から、少し離れるかもしれませんが、本村でも各公民館等を利用いただきながら、地域や、世代、あるいは取り組み目的などごとに、大小いろいろなコミュニティ組織で、有益な活動が行われてございます。村民のつながりの希薄化、つながりが薄くなることによって、諸課題の発生要因が大きくなり、諸課題がでてくるというふうなことでございます。顔を見合わせる機会が多くなり、コミュニティ活動が活発であればいろんな異変にも気付きやすく、災害時の助けあいなども円滑になるものというふうに思っております。誠にありがたい活動をいただいております。感謝もさせていただいております。</p> <p>一方でその活動も、高齢化や人口減少の影響で、厳しくなっております。コミュニティ活動を支える支援や、必要な施設・設備の改修などにも、努めなければというふうに思っております。</p> <p>さて、3年後に開校予定の義務教育学校ですが、体育館等に放課後子ども教室や、ボランティアルーム、それから、これに直接つながる屋内運動場、2階建ての屋内運動場ですけれども。2階にも1階にも屋内運動場ありますけれども、1階の屋内運動場がこういった子ども教室とか、ボランティアルームにつながっているということでございますし、そのすぐ外には、屋根付きの多目的広場が儲けられるというふうな予定ですし、あそこら辺一帯が隣接のB&Gの体育館などとも有益な連携ができる学校。あるいは教育関係施設というふうになるものでもございます。また、日常的な省エネ・再エネの体験はもとより、災害時には、B&Gの施設や白井漁業研修施設とともに、避難場所、そして指定避難所、災害対策移転本部としての、活用もさせていただく予定となっております。</p>
--	----------------------------	---

	<p>議長 中上議員</p>	<p>従いまして、現在の小・中学校にも増しまして、子ども・子育て・教育振興のこと、スポーツ振興や健康づくり活動のこと、防災・減災や省エネ・再エネのことはもとより、文化・伝統芸能の保存・伝承のこと、女性や若者の活躍のことなど、多様なコミュニティ活動に利用できる施設の施設や設備が整っていくというふうなものと考えさせていただいております。是非、多様なコミュニティ活動などに、十分に対応でき得る施設が整っていくということでありまして、そしてみんなで頑張っ取り組めば、普代北インターのフル化もかなってくれば、より村の中心部や全域からの気持ちの面からの距離も近くなってまいるというところでございますので、多くのコミュニティーイベントなどを、村民の皆さまにも主体的に企画・開催をいただくよう取り組んでいければというふうに思っておりますし、村も、教育委員会も、より積極的に取り組んでまいるようにというふうに考えさせていただいております。そのことが、そのインターのフル化にもいろんなこう、地域のこう、充実といったことにもつながって来るなあとというふうなことで思っております、当面地域のイベント等、コミュニティ活動等、活性化したいなあとというふうに思っております。そして、義務教育学校が、村の活性化の新たな力ともなりまして、住民にもよりよく生きていく勇気と、そして、活力を与え続ける存在として着実に、時間はかかるかもしれませんが、着実にその方向に向かって歩み進むよう、教育委員会とともに、取り組ませていただくことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。回答にちょっと、遠い内容かもしれませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。なんとなくイメージとしては湧いたような答弁いただきました。ただこの、基本計画等にもありますけれども、地域に開かれた学校というふうにあるんですが、なかなか地域に開かれた学校って、イメージできないんですよね。意味は分かるんですけども、何となくイメージできない。というところを具体的にどうなってくのかなあというところが、まだ始まってみないと分からないとは思いますが、この、義務学校教育が制度化されたのが 2016 年だと言います。現在では全国で 200 校を超えているというふうには、認識しておりますけれども。岩手県では 420 校の小中学校がある中で、義務教育学校は 1 校だけですね、大槌学園が。そうすると、普代村がスタートすると県内に 2 校だけの義務教育学校ということになります。そうすることによって、教育という面からも普代に移住してもら要素には、十分価値あるものになるのではないかなあというふうにも思っておりますし、その他に、つちのこ保育園も現在、岩手県で初の試みですし、こういった普代村の教育的な多様性を含</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>めた移住の呼びかけをやっていくと、いい効果が出るのではないかなあというふうに思っておりますけども。そういったことの何かこうこうやっていきたいっていうのが、村長の方にお考えがあればですね。コミュニティという意味で、それはそれとひとつとして。さっきインターのことを村長さんの方から言われました。ちょっと勘違いしてまして。インターですね。駅からバスに乗って、堀内のインターで降りて、学校に行けばぐるっと回れるんだなあと勘違いしてました。降りれないですよ、あそこではね。だから、フルインターになるようになればいいなあとは思いますが。やはり、フルインターになるまでに、せっかく義務教育学校が出来た。それで、駅からどこを回るか、義務教育学校も回るような定期的なバスがあれば、より元村の方々も、義務教育学校をコミュニティの場として、利用できやすいのではないかなあ。そういった、細かいことですけども、そういったこともあってもいいのではないかなと、チラッと考えたりしたんですが。ちょっと、この2点について伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず、1つ目のことでございますけども。教育長にも、是非、義務教育学校を特色ある、そして他と差別化されて素晴らしい学校にして、移住定住とかそういったことにも結び付けていければなあというふうな取り組みをしましょうというふうなことで、話しもしてるところでございます。いずれ、ありがたいご助言でございますので、そういった取り組み、具体的にこう今現在、おそらく教育委員会の方でも少しずつ考えていると思っておりますけども、そういったことを村民の皆さまや、子供たちを持つ方々、議会さんとも相談をして、せっかくいろんなご意見が人口減少でうんぬんかんぬん、それでもやっぱり、市町村には必ず教育の場は機会均等のことも考えて、といったようないろんな意見が交錯する中で、更にはその場所についても、いろんなご意見が交錯する中で、皆さまのご理解をいただいて、取り進んでこれる部分ですので、これを何とかしっかりものにして、有効にしていくというふうなことで取り組むように、頑張っていきたいというふうに思います。あとはやっぱり、高齢化も進んできますし、コミュニティ活動とか、いろんなこうつながりを多くといっても、お話しのようになかなか行く手段もなかったりすれば、やっぱりそれもなかなかできないというふうなことになります。しっかりとそこらへんも、いろんな市町村で、今なんか横文字でこうゆう取り組み、何とかバス、何とかバスといったような取り組みやっておりますが、そういったものの中でこう、うちに適するもの、そして住民の方々にこれまで以上に利用をされるようなものに、そろそろ改革もしていかなければというふうな思いもしますので。ちょうどいい機会って言えば語弊もありますけども、こういった大きな施設</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 中上議員</p>	<p>等が建って、人の流れも変わったり、また前のとこの部分も大事にしていかなければならないといった中の、取り組みの中では、ちょうどいい機会にもあるので、少し検討を深めて、それに間に合わせるような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。とにかく義務教育学校が普代村全体から遠い存在にならないようにやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。できれば将来的には、義務教育学校がある場所にもっと公的な施設が集まってもらえれば、更にいいのかなあというふうに思っておりますので。そういった将来、先ほどから人口が減る話しが結構ありますけども、人口が減って、これ以上子どもが減った時、あの立派な義務教育学校はどうするんだというふうにならないように、その後何につなげていくか。それをこの区切りなり、増設するなりして、何かにつなげていって村のずっと核となっていくような方法をとっていただいて、あそこが普代村の村民から遠い存在にならないようにやっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上で、この件に関する質問は終わらせていただきます。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>中上一登議員の3番目の質問を許します。</p> <p>中上一登議員。</p> <p>それでは、3つ目の質問をさせていただきます。教育3施設の連携の在り方について教育長にお伺いたします。</p> <p>小中学校も生まれ変わり、義務教育学校となります。村にはそのほか、子どもたちの教育の場として、子ども園と、うちのご保育園もあるわけですが、教育長の立場でこれら学校や園の連携等、今後の村の教育方針について考え方を、以下2点お伺いたします。</p> <p>1つ目に、今年度、義務教育学校基本計画を策定し、現在実施設計に入っているわけですが、建物の機能も含め、どういう教育を目指しているのか改めてお伺いたします。</p> <p>2つ目に、教育的観点からの、3つの施設の相乗効果的な面で感じていることを、お伺いたします。以上です。</p>
	<p>議長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。</p> <p>中上議員の2つの質問について、お答えいたします。</p> <p>1点目の、義務教育学校という建物の機能も含め、どういう教育を目指すのかというご質問についてお答えします。</p> <p>義務教育学校あるいは、現行の6・3制の小中学校であれ、学校という施設は子どもたちにとって、一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つでございます。また、</p>

	<p>地域住民のコミュニティの場でもあり、地域防災拠点の役割をも担うものです。学校という「施設の持つ教育力」をいかに高めることができるのか、ということは、常に心に掛けておなければならないと私自身思っております。義務教育学校開校は、目的ではなく児童生徒に、よりよい教育環境等を提供するための手段と捉えております。そうした観点から、義務教育学校の施設整備については、義務教育学校基本計画に掲げる「学習の場」「交流の場」「生活の場」という3つのコンセプトで進めてまいります。</p> <p>1つ目の、「学習の場」では、普通教室、特別教室、ICT環境、特別支援教育等、多様な学習展開に対応した施設として、確かな学力保障と、児童生徒の自主的な学習活動を支える空間を確保していきたいと思えます。</p> <p>「交流の場」は、児童生徒の交流や、村民とのふれあいが生まれるようなオープンスペース、校舎内から太平洋を眺望できる良好な環境、地域開放エリア等を整えます。</p> <p>最後のこの「生活の場」ですが、防犯対策、バリアフリー化、耐震性の確保、災害時の避難所として活用できる施設として、そのほかには、自然採光、自然通風、太陽光発電、太陽熱、地中熱などを利用した、エコスクールといたします。そして何より、児童生徒、教職員が安心して学校生活を送ることが出来る施設の整備を進めてまいります。</p> <p>義務教育学校は、一人の校長の下、1つの教職員組織で、義務教育9年間の学校教育を設定しまして、9年間を系統性を確保した教育課程を編成し、基本的には小中の両方の教員免許を取得している教員が配置のもと、発達段階に応じた学習指導や生徒指導、教科担任制の導入など、現行以上の質の高い教育活動が可能となる学校であることは、前にもお話しさせていただきました。たとえ人数が少なくても、ここで生まれ、ここで育ち、ここで学ぼうとする子どもたちがいる限り、義務教育学校という「施設の持つ教育力」と、そのメリットを生かしながら、質の高い教育環境、整備された安全な場所、そして、素晴らしい自然の中で、本村が目指す15歳の姿を教職員が9年間共有し取り組むことで、子どもたちが伸び伸びと自己を発揮しながら、学び、成長し、社会を創造できる人間、普代村の復興と発展を担う人材へと育つこと、期待しておりますことお話しし、1つ目の質問の答弁といたします。</p> <p>次に、2点目の教育的観点から、3つの施設の相乗効果的な面を感じていることについて、というご質問にお答えいたします。</p> <p>はじめに、幼児期の教育は、施政方針でも示したとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものでございます。普代村、ひいては社会全体の未来を担う子どもたちを、村全体で支え、全ての子ども</p>
--	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>たちに対し、幼児教育の段階で、生活や学習基盤となる力を育み、義務教育学校以降の教育につなげていくことが望まれます。</p> <p>現在、本村にある「はまゆり子ども園」「つちのこ保育園」の2つの園は、厳密に申し上げれば、公立と私立の違いや、それぞれの管轄の違い、保育方針の違い等あります。しかし、前述の考えを踏まえ、分け隔てなく、そこで育つ全ての子どもたちに、教育の「量」と「質」を保障していかなければならないと考えます。そこで、令和5年度には、教育委員会で年2回実施している、幼小連携研究会に「つちのこ保育園」の職員にも参加いただいております。村長の施政方針にもありましたけれども、令和6年度以降も、このような研修の場を設定し、幼児教育そのものに対する理解を深めたり、互いの園の様子を交流、共有することで、2つの園の相乗効果を図ってまいりたいというふうに思います。</p> <p>園と学校との連携については、子どもの成長を切れ目なく支える観点から、幼小の円滑な接続を、より一層意識する必要があります。園・学校でのそれぞれの発達段階を踏まえ、一人ひとりの多様性や、学びの連続性に配慮しながら、教育の内容や方法について、工夫していくことが重要となります。これまで、幼小連携研修会におきまして、教育に対する考え方や、指導の工夫、園児・児童の発達理解を相互に深め、連携を図ってまいりました。今後は、研修内容の更なる充実に努めてまいります。</p> <p>加えて、本村では、平成30年度に年長の園児が小学校に入学してスムーズに学校生活に溶け込んでいくことができるようにするための「普代村アプローチ・スタートカリキュラム」を開発しており、園と学校が協働の視点を持ちながら、日々の教育に当たっています。この「普代村アプローチ・スタートカリキュラム」については、近年の教育観の変化に伴い、改善を要することから、令和6年度、園と小学校の先生方や保健師、保護者等から構成するカリキュラム検討協議会を設置し、子どもたちの成長や学びがより円滑につながるよう、取り組んでまいる予定としております。子ども園、保育園には、公立と私立の違いや、それぞれ管轄の違い、保育方針の違い等ありますとお話しさせていただきました。しかし、違いは違いとして認め合い、さらに園児や職員の交流も深め、スムーズに学校教育に結び付けるという視点を大事にしながら、普代村、そして社会全体の未来を担う子どもたちを、村全体で支え、義務教育学校以降の教育につなげていくための努力を継続していくこととお話しさせていただき、2点目のご質問の答弁といたします。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。1番目の質問のところでは、義務教育学校は目的ではなく、手段だというようなお話をいただきました。この手段と</p>
--	--------------------	---

	<p>議 長 三船教育長</p> <p>議 長 中上議員</p>	<p>して、教員の質というのも非常に重要ではないかなというふうに思うんですけれども。先ほど言いました、小中学校の免許を持っている先生が揃うということなんですけども、これは、令和 9 年度に開校してから、もう同時に小中の免許を持った先生が用意できるのか。それとも、順序だてて開校しながら徐々にそういった先生を揃えて。だけになるように揃えていくのかということもひとつ大事なことはないかなというふうに思うんですが、そういった計画はどういうふうになるのでしょうか。それと、授業時間というのがあると思うんです。小学校と、中学校が授業時間多分違うと思うんですけども、同じ校舎内で確か、ドアの区切りも何もないような状態の学校だと思うんですが、そういったものの授業時間との調整というのは、どんなふうに、これから考えていくんでしょうけども、どのように考えているのか、細かいことなんですけども、お聞きいたします。</p> <p>三船教育長。 先ほど、義務教育学校には小中の免許を保有する先生が配置されるというのはあくまで基本でして、できれば 9 年度開校時にすべて揃えればベストなんですけども、なかなか今、その小中両方の免許を持っている先生というのはいないので、多分、岩手県でも今後どんどん義務教育学校増えていくと思います。県教委の方でも、小学校の免許を持っている方が中学校の免許を取るよという指導。中学校の免許を持っている人が小学校の免許を取るよという指導というのを行っております。だからその 9 年度開校時に、全ての先生が小中学校の免許を持っているとは私は考えておりません。徐々に整っていくんであろうというふうに思います。その 2 点目の授業時間ですが、まだ誰とも協議をしておりませんが、私としての個人の考え方です。45分に統一しようと思っております。45分にして、現在の中学校 1、2、3 年生は 7 時間を設定すると。今 6 時間が最後なんですけども、45分ずつにしていくと、やっぱり 7 時間目が必要になってくるのかなあと。議員お話しのとおり、5分ごとにベルが鳴ったりとか、チャイムが鳴ったら、子どもたちが迷うので、そこはできれば 45分に統一して、高学年については 7 時間授業を。毎日じゃないですけども設定するというふうな考え方で私は進めたいというふうに、これはあくまで個人的な意見でございます。以上です。</p> <p>5 番中上議員。 大変よく分かりました。それとあと 2 点目の方なんですけど、子ども園とつちのこ保育園、村内に 2 つあるわけですね。先ほど何とかカリキュラムについて、それは、つちのこ保育園の保育士さんも参加してやるものということですね。はい、分かりました。でですね、なかなか村民の方々、つちのこ保育園と、この子ども園の違いを分からない人が多い</p>
--	--	--

	<p>議長 三船教育長</p>	<p>いんじゃないかなあというふうに思っておりますし、ある話を聞きますとどう接していったいいのかわからない。要するに、「つちのこ保育園と、地域との関わり方が、どうもよく分からないんだけどどうしたらいいんだろう。」という話をちらっと聞いたことがありまして。住民にすれば子どもは皆かわいい。なんか力になれることがあれば、力になりたい。ただ、保育園とのかかわりがないんで、接点がないんですね、恐らく。そういう意味だと思うんですよ。で、そういった住民がどうやってつちのこ保育園と関わっていけばいいのかなあという、なんかこう理想的なかかわり方といいますか。そういうのがありましたら教えていただければありがたいです。教育的にみた場合に、このつちのこ保育園と子ども園との大きな違いというのは何か分かりやすく、教育長の方から言うとすればどんな形になるのかなあということをお伺いします。</p> <p>三船教育長。</p> <p>あくまでこれも個人の感想になりますけども。つちのこ保育園は、基本的にいつでも村民の皆さんに来てほしいと思っています。ただ今お話しのとおり、全くポンと新しくできて、近づきがたい。保育園から小学校に行くんでなくて、ポツンと離れてるというふうなこともあって。でもつちのこ保育園としては、いろんな人に来て関わってもらいたいというふうなその思いがあっても、そこになかなか結び付いていないということは感じてます。だから、そういったことも踏まえまして、子ども園とつちのこ保育園の連携を密にして、いろんな交流をする中で、少しずつ、こっちからアプローチをしていけばなあと。6年度ですか、はじめてつちのこ保育園から小学校に入学する子どもが1名おります。そういったことも含めて、少しずつ、その関係性というのを密にしながらやっていけばいいのかなあというふうにも思います。大きな違いは、やっぱりNPO法人で森のようちえんということで、自然体験を中心にして。例えば、子ども園だと決まったカリキュラムの中でやるんですけども。つちのこ保育園の場合は、基本的に自然体験。全てのことを自分たちで。早い話が包丁を持たせる、裸足で走らせるとか、昔の私たちが育ったような保育の仕方をしてるのかなあというふうに思います。自然をフィールドにして、子育てをすると。そういったのは一番大きな特徴だと思います。すべてのことを子どもたちにやらせてしまうと。ある意味、親から見たら危険なことでも、危ないことでも、川遊びもそうですし、山遊びもそうですし、泥んこになってその自然の中で子どもたちを育てていくというのが、森のようちえんの大きな特徴かなあというふうに思います。</p> <p>議長 中上議員</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。何となく分かりました。つちのこ保育園と子</p>
--	---------------------	---

<p>休憩再開 普代村福祉基金条例を廃止する条例の制定について</p>	<p>議長</p>	<p>ども園との違いというのは、形としては分かるんですけど。中身的な。子どもに対するその教育的な面はそれぞれの子どもの成長度によって違うんで、一概には言えないと思うんですが。先ほども教育長が言ったように、なんとかカリキュラムとか、そういったのに連携して、つちのこ保育園も入ってるというので、ひとまずは村全体で連携してやっていくんだなあということで、良かったとは思っております。つちのこ保育園と子ども園との関係っていうのは、根本的に多分ベースが全然違うと思います。考え方がね。あの違うと思っております。ちょっと資料を読んだ感じでは、さらっとしか分かりませんが。ただそういう点で、だいぶ違う面があるんだろうなあと思いますけども、連携していただければなっていうのが、せっかくつちのこ保育園が普代村にできたのですから、なんとか協力してやっていければなというふうに思っております。今後、9年間連続性のある教育課程を編成して教育活動を実施されていくわけですので、村民としては子どもたちの教育的な効果を非常に期待してると思っていますので、これから開校に向けて大変な面もあると思うんですけども、何とかいい開校になるように努力していただきたいと思っております。そういうことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で、5番中上一登議員の一般質問を終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で、一般質問を終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>ここで、25分まで休憩といたします。 (15:07)</p>
	<p>議長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15:25)</p>
	<p>川向総務課長</p>	<p>日程第7議案第13号「普代村福祉基金条例を廃止する条例の制定について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。</p>
	<p>議長</p>	<p>それでは、議案第13号「普代村福祉基金条例を廃止する条例の制定について」を、説明いたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(以下、川向総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし) なければ質疑を終結いたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第13号「普代村福祉基金条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。</p>

<p>普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>川向総務課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8議案第14号「普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>議案第14号「普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」。</p> <p>(以下、川向総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第14号「普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
<p>普代村育英奨学基金条例の一部を改正する条例について</p>	<p>高井教育次長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9議案第15号「普代村育英奨学基金条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井教育次長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました、議案第15号「普代村育英奨学基金条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。</p> <p>(以下、高井教育次長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第15号「普代村育英奨学基金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>

<p>普代村村税条例等の一部を改正する条例について</p>	<p>松葉税務出納課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 10 議案第 16 号「普代村村税条例等の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>松葉税務出納課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました、議案第 16 号につきまして、ご説明いたします。</p> <p>(以下、松葉税務出納課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 16 号「普代村村税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>普代村漁港管理条例の一部を改正する条例について</p>	<p>大村建設水産課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 11 議案第 17 号「普代村漁港管理条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第 17 号について、ご説明いたします。</p> <p>(以下、大村建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 17 号「普代村漁港管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 12 議案第 18 号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>例について</p>	<p>大村建設水産課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>大村建設水産課長。 それでは、ただ今上程されました議案第 18 号について、ご説明いたします。 (以下、大村建設水産課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし) なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 18 号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について</p>	<p>大村建設水産課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 13 議案第 19 号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 大村建設水産課長。 それでは、議案第 19 号について、ご説明いたします。 (以下、大村建設水産課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし) なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 19 号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>散 会 (15 : 55)</p>	<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって、散会といたします。 明日は、午前 10 時開会といたします。ご苦労様でした。</p>